

令和4年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年9月9日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
6番	高橋勇樹	7番	今枝和子
8番	高田浩視	9番	河村志信
10番	堀部好秀	11番	鏝本規之
12番	黒田芳弘	13番	臼井悦子
14番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（1名）

5番 高橋時男

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	原誠
企画部長	高橋誠	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	瀬川清泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	後藤謙治

開議の宣告

○副議長（河村志信君）

本日、議長が所用により午前中欠席をされますので、地方自治法106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

議席番号5番 高橋時男君、12番 黒田芳弘君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○副議長（河村志信君）

日程第1、一般質問を行います。

13番 臼井悦子君の発言を許します。

○13番（臼井悦子君）

おはようございます。

終息のないコロナ、そして8月の酷暑、各地で豪雨災害など、近年、日本国内に起こる自然災害など不安の続く今日ですが、未来を担う子どもたちには、明るく元気な本巢市を届けたいと願っております。

それでは、御許可をいただきました2項目につきまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、ヤングケアラーについてです。

高齢社会、少子化に伴い、社会・家庭の在り方も変化してきております。そういう中で、中高生が担う家族の役割を考えての質問です。

新聞紙上、あるいは報道の内容で、中高生が日常的に家事、家族の世話をする、いわゆるヤングケアラーの支援対策強化に向けて、厚生労働省が新たな枠組みづくりを、取組を協議し、市町村に向けて運用手引の作成を目指しているということを知りました。折に触れ、耳にしていたヤングケアラーの実態について、本市においても把握することの必要性を思いました。

そこで、本市におけるヤングケアラーに対するお考えについて、教育長さんにお尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本市におけるヤングケアラーに対する考えについてお答えします。

ヤングケアラーは、家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない重い負担を強いら

れることから、子どもの教育や学校生活に支障が出るのが懸念されており、確かな実態把握と福祉部局などと連携を図った支援が大切であると捉えています。

現在、健康福祉部、教育委員会ともにヤングケアラーとして把握、支援している児童・生徒はいない状況にあります。

しかし、ヤングケアラーは、客観的には支援が必要であっても、そのことに子ども自身も、その家族も気づいていないことが多く、またその実態が周りからも見えにくいということから、苦しんでいる児童・生徒がいないかと心配しております。そして、何より子どもが本来保障されるべき遊びや友達との交流、学習、部活動などの機会が犠牲になってしまうようなことがあってはなりません。

余儀なく、こうした環境を背負わされている子どもたちの苦しみに気づき、救いの手を差し伸べられる人がいるとしたら、それは常に身近にいる教師です。そこで、昨年度から、教育委員会が作成したヤングケアラーに対する理解と教職員の役割という資料を活用して、全小・中学校で教職員研修を実施し、教員一人一人にその見識を高め、共通理解を図ってまいりました。

さらに、本年度は、各学校における児童・生徒の家庭環境を確実に把握するために、学校版ヤングケアラー支援の手引を作成し、ヤングケアラーに気づくためのポイント、ヤングケアラーに気づいたときの対応のポイントなどを具体的に示し、教師の対応力を高めています。子どもとともに過ごす時間が長く、子どもの変化や不安を感じ取ることができる教員の力を十分に生かし、ヤングケアラーを発見、相談、支援、そして専門機関につなぐ役割を学校が行い、子ども家庭総合支援センターや生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センターなどが協働し、他機関、多職種連携による重層的なヤングケアラーの支援を進めることこそ重要であると考えています。

[13番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

もう既に本巢市独自で、そういったヤングケアラーについての対策を考えてやっていたという事について大変感謝しております。

再質問させていただきます。

学校での教育の立場として、精いっぱいヤングケアラーに関して考えて、また努力していただいております状況を本当に知りました。

そこで、行政側、福祉としては、いかなる連携を持ってヤングケアラーに対処をするのか、そのお考えを健康福祉部長にお尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは健康福祉部におけるヤングケアラーに対する考え方についてお答えをいたします。

先ほどの教育長の答弁にもございましたが、ヤングケアラーは表面に表れにくく、子ども自身やその家族も気づかないことが多いことから、発見することが困難ではありますが、ヤングケアラーのケースといたしましては、障がいや病気の家族に代わり、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている。家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。認知症などにより目の離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。家計を支えるために労働して、家族を助けているなどが想定され、その多くは子ども自身に問題があるのではなく、家庭環境などにより結果的にヤングケアラーとなったことが考えられることから、現在、健康福祉部で継続支援をしている世帯や今後新たに支援が必要な世帯の家庭環境を注視し、仮にヤングケアラーを発見した場合には、速やかに学校と連携を図りながら、その家族が必要とする支援を見極め、児童福祉、母子保健、介護高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護生活困窮部門、それぞれの支援の組合せによる重層的支援体制で対応し、本人や家族を気にかけて、寄り添いながら支援をしていくことが重要であると考えています。

[13番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

もう私が言うまでもなく、既に教育関係、そして福祉の関係で、大変こういった問題に対して対処する体制を、もう考えていただけるということで本当にありがたいと思います。

昔は、私たちの小さい頃は大変子どもが多くて、兄弟は本当に家の仕事を分けていろいろやって、それが当たり前ようになっておりました。そして学校から帰るとすぐに、両親が働いている農家の場合は、そこへ走って行って手伝う。そして、勉強は夜やるという感じでやっていましたが、それは周り見ても大変みんながそんなことをしているもので、これは当たり前のことだと子どもながらに何の不信もなくやっておりました。

今となっては本当に少子化の時代ですので、1人、2人、多くて2人の子どもしかいません。そういう中で、やっぱり子どもに課せられる責務は大きいかと思います。ましてや、家族に病人が出たりした場合は、子どもとしては本当に放っておけないという気持ちもあるんじゃないかということで、大変な思いをして一緒になってやっているんじゃないかというふうには思います。

そういった子どもたちに対するこのケアなんです、学校の先生、そしてスクールカウンセラーなど、学校では実態把握は本当にやっていただいたり、また今後も、それに従事して目を向けてやっていただけるとと思います。そういう学校で継続して支援するということは、家庭までも手が及びません。その子の精神的な悩みとか、そういったものは先生といろいろお話ししたりして何とかか添えになるかと思いますが、やはり家庭的な問題につきましては、そこまでは教員とか学校のほうでは手が伸ばせないかと思うので、そういったところを本当に福祉のほうで一生懸命支えてい

ただけるということは大変重要だと思います。

現在、コロナ禍にありまして、経済的にも困難な家庭がないとは言えません。また、ヤングケアラーの問題は、見ようとしなければ見えてこないと言われていています。子ども自身、いろんな組織とか制度とか、そういったものはまだまだ把握していないので、こうしたら助けてもらえるとかそういうふうに思わずに、自分だけで頑張ってしまう。そして、時間を割いてでも家族のことをして、学校へ行けないときもあったり、また勉強もできないときもあったりするんじゃないかということをお私は大変心配しております。

最近テレビで時々、このヤングケアラーに、家族を世話していた、そして大人になった人たちの対談とか、そういうものを盛んにやっています。そういう人たちを見ていて、ケアラーはケアラー同士でお互いが励まし合っているというようなこともやってみえたという話を聞いております。

令和2年度の厚生労働省の調査によりますと、調査に参加した中学校の46.6%、全日制高校の49.8%にヤングケアラーがいるという結果になっています。また、その厚生労働省の調査によりますと、家族の中にあなたがお世話をしている人はいますかという質問に対して、いると答えた中学生は5.7%に上りました。これは、回答した中学2年生の17人に1人がヤングケアラーだったということになります。

そこでこれからも、もしかしたらいるんじゃないかという、この本巣市、現在はゼロということですが、もしかしたら本当にまだまだ見逃しているところがあるんじゃないかという子どものために、今後の見通しと対応策について、教育長さんにお尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ヤングケアラーについての今後の見通しと対策についてお答えします。

ヤングケアラーに対する支援を適切に行うためには、まずはその実態を把握することが必要となります。現在、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課より、ヤングケアラーの生活実態等を的確に把握し、今後の支援策の具体的な検討に活用するため、岐阜県ヤングケアラー実態調査が各学校長宛てに依頼されています。

調査は、小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象に、学校や家庭での生活の中で抱える悩みや困りごとを、タブレット等を使って回答することになっています。本市のヤングケアラーの数値がこの調査で明らかになりますので、まずはこの結果を通して実態把握に努めます。

しかしながら、市内全ての児童生徒が過度な家事や家族の世話などで重い負担のしかかっているかを早期発見するためには、もう一歩学校が踏み込んでいく必要があると捉えています。

まず、児童生徒のことを一番理解している担任の先生などが、欠席や遅刻の多さ、提出物の遅れや宿題等の未提出、生活ノートの記述内容、保護者の授業参観の欠席の状況などの観点から、一人一人の子どもを見詰め、心配な点や小さな変化を見逃さず、速やかに管理職に報告・相談する体制

を構築します。

さらに、全小・中学校で定期的に行っている教育相談アンケートに、家事や家族のお世話をしている困っていることはありませんかといった項目を付け加えることとしました。加えて、ヤングケアラーに対する相談窓口を多様にするのが重要です。学校や教育委員会が、ヤングケアラーは福祉の管轄と線を引かないことが大切です。福祉部局の相談窓口に加え、学校や教育委員会が子どもの悩みを聞く相談窓口となることを進めていきます。

ある自治体によると、ヤングケアラーの生徒が望む支援の内容は、今の状況について話を聞いてほしい、進路の相談に乗ってほしい、学校の勉強の支援をしてほしいなどであり、まさに教育関係者の役割が大きくなります。さらには、保護者の相談窓口の役割を担える体制も必要だと感じます。

今後は、福祉部局、学校、教育委員会、医療、地域等、様々な関係機関が相互に連携し、一体となって適切な支援につなげる取組が必要となります。国が作成した自治体や学校などが連携して支援するためのマニュアルを受けて、連携支援10か条を共通認識し、具体的にチームとなって動き出せる本巣市版ヤングケアラー支援組織を立ち上げ、早期発見、早期支援に結びつけていきます。

子どもたちの命を守り抜く、これが教師の最大の使命です。そして、子どもには、その時期にしか経験できないこと、学べないこと、感じられないことがあります。全ての子どもたちが生き生きと楽しく幸せに生活できるよう、ヤングケアラー解消に向けて全力を尽くしてまいります。

[13番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

岐阜県ヤングケアラー実態調査の結果により、本市のヤングケアラーの実態を把握した上で、子どもの自主性や家族への思いやりの心を守りながら、温かい支援を行政との連携により進めていけるような仕組みづくりを構築することが、今後のヤングケアラーへの安心で有効的な支援になることと思います。

そこで、また健康福祉部長さんにお尋ねするんですが、このような学校の現在の状況につきまして、本当に今後、ヤングケアラーは福祉の管轄という線を引かない、その学校の姿勢に対して、また先ほど温かい回答もいただきましたが、このことについて今後の見通しと対策につきまして、健康福祉部長さんにお尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの再質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは健康福祉部におけるヤングケアラーについての今後の見通しと対策についてお答えをいたします。

現在、健康福祉部では、介護、障がい、子ども、生活困窮の分野ごとに相談窓口を設けており、それぞれが複雑化、複合化する生活課題に寄り添い、関連部署や関係機関、必要に応じて地域住民との連携を図りながら、きめ細やかな支援、包括的な支援を行い、問題解決に取り組んでおりますが、今後、庁舎統合の折には、それぞれの関係機関を統括できる機関を設置し、各分野の専門的な知識を有した職員を配置することにより、属性の違う相談にも互いに補える体制づくり、ひいては包括的な支援体制となるよう、各分野の相談窓口に関わる事業を一体として実施し、本人属性、世帯の属性に関わらず、全てを受け止める重層的支援体制の構築により、ヤングケアラーの原因となりうる様々なケースに対応してまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

本当に行政のほうも大変忙しい中、いろんな窓口をもって福祉・介護など対処しておられます。そういう中で、また新庁舎ができた折には、そういう組織の見直しということで、いろんな専門的な分野を配置して、このようなことも全ていろいろ対処していただけるということですので、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

どの子ども、かけがえのない未来を築く本巢の宝であります。明るく幸せな日々への支援を、学校、行政、関係機関の連帯と連携で推進できることを願って、この質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問に入りたいと思ひます。

ヘリポート指定の明確化についてでございます。

安心・安全なまちづくりの一環として、緊急時に欠かせないものと思ひます。市民の安心・安全のために、緊急時にヘリコプターを要請される場合があります。学校とか、グラウンドに近い地域は、その利用が見込めますが、山間部においては容易に着陸する場所がありません。

そこで、現在、本巢市において、ヘリポートの整備・指定状況はどのようになっていますかお尋ねいたします。

総務部長さん、お願ひいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、ヘリポートの整備・指定状況につきましてお答えをさせていただきます。

緊急時等において、市内に離着陸する官公庁のヘリコプターは、警ら活動や犯罪の捜査活動等のための警察活動用ヘリコプター、大規模災害時救助用の岐阜県防災ヘリコプター及び陸上自衛隊のヘリコプター、緊急救命用のドクターヘリなどがございまして、それぞれの離着陸に適した場所が

あらかじめ選定されております。

各ヘリコプターの市内における離着陸場につきましては、警察活動用ヘリコプターは、本巢市役所本庁舎駐車場と糸貫根尾川スポーツ広場、岐阜県防災ヘリコプターは、淡墨公園駐車場ほか9か所、陸上自衛隊のヘリコプターは、糸貫根尾川スポーツ広場と淡墨公園駐車場、またドクターヘリは、各小・中・義学校をはじめ、27か所が選定されております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

以前、お尋ねいたしました。

実は、本巢市東外山ふれあい広場の駐車場が指定されているというふうに聞いておりましたが、実は、その以前は隣にグラウンドがございまして、そこへ1度ドクターヘリが着いたことがあります。そして、本当におかげさまで一命を取り留めました。そのときも、大変苦勞をして止まるところを、ヘリコプターの着陸する場所を探して、かなり困難で、そこに止めていただいて、何とか一人の命が助かったということがございました。

そのときにお尋ねしましたんですが、駐車場のほうに止められるということもお聞きしました。でも、その駐車場には、現在の状況を私も時々見に行きますが、車が本当に朝から夜まで1台なんか止まっているんです。それを追跡するわけにもいきませんので、何かそこへ止めて、どうもお仕事に行かれるというような状況です。だから、何があってもそこには着陸できない。それも、そういうところであるという注意喚起がないということも、もちろん原因になっているかと思えます。

また、本当につい先日のことですが、ハチに刺されて、本当に瀕死の状態の人が1人見えまして。そのときに、もちろん救急車がいち早く来ていただいたんですが、ドクターヘリも飛んでまいりまして、4回ほど空を旋回していて、それは見ていた人がそういうふうな思いをしたんですが、内情的なことは分かりませんが、ヘリコプターはちっとも止まらずにまた行ってしまったと言いました。

私は、そのときは出かけておりましたので後にお聞きしましたが、そのときに救急隊の方が、何とかアナフィラキシーとか、そういった状況になっている人も、少し意識が出てきたので救急車で行くからということで、最終的には救急車で行きました。そんなような状況を見ていると、ヘリコプターがどこへ止まっていかが分からんのやないかというような、そんなような住民の人は思いに駆られます。

ほかにもこういったようなことがあっては、もしかしたら命を救うことができない場合もあります。現在、佐原の金原地域におきましても、ポケットパークが指定されているように聞いておりますが、同じくそういった注意喚起とかヘリポートのマークがないような状況であります。

そこで、現在ヘリコプターの着陸するような場所としましてその対策について、ヘリポートの整備と指定状況、自治会などへのヘリポートの周知ということはされているのでしょうか、お尋ねい

たします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、自治会などへの周知につきましてお答えをさせていただきます。

市民の皆様に最も近い存在である救命救急用のドクターヘリは、傷病者を早期に医師の管理下におけるよう、救急車等の緊急車両と合流するまでの時間を短縮するため、離着陸場を設定しております。このドクターヘリは岐阜県全域をカバーしており、緊急事案や地域によっては、想定以上の事態も考慮し、初動時においても出動することがございます。

一方で、ドクターヘリが出動していたとしても、緊急現場に到着した救急隊が傷病者の症状を確認した上で、救急車で対応が可能である場合には、ドクターヘリを使用しないことも少なくありません。

また、ヘリポートに表示するマークにつきましては、一般的には、消火活動や救急活動をする消防防災ヘリのために高層ビルの屋上に設置された離着陸場を、着陸するための緊急離着陸場はHマーク、着陸せずにウインチで人材や機材等を昇降するための緊急用・救助用スペースはRマークでそれぞれ区別しているものでございます。

市内に離着陸する官公庁のヘリコプターは、あらかじめ設定された陸地の離着陸場を使用することから、特にヘリポートにマークを表示することはしておりません。官公庁の各種業務に係るヘリコプターに関する情報といたしましては、岐阜県防災ヘリコプターの出動基準や離着陸場を市ホームページで公開しております。また、ドクターヘリにつきましては、県ホームページで公開しておりますが、これらの内容につきまして特に自治会などについて周知はしてございません。

[13番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

再質問させていただきます。

今、自治会などにはこういうことは一切周知してないと。いろんなホームページとか、そういうところで公開しているという状況なんですけど、やはりそういう自治会の会議の折に、こういったような話もしていただけると、現在、私の町内ではそういうことを全然把握していないようで、もちろん自治会長もいろいろ替わりますから、私の地域ではなかなかそういうことを、恐らく隣の地域もそうだと思いますが、実際にそういうドクターヘリが飛んできたという状況があったから、それに気づいたというようなことだと私は思っております。

そういった中で、ぜひ自治会などに向けても、このようなことを少しお話していただけるといいんじゃないかということを思いますが、それについてのお考えをお聞かせください。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

先ほどもお答えさせていただきましたが、まず市におきましても、防災ヘリの箇所につきましては、ホームページでは掲載させていただいておりますが、先ほど申したように各自治会には周知がされていませんので、先ほど臼井議員のほうからこういった事例でそういった困ったことがあったということでございますので、今後につきましては、先ほどのドクターヘリのこういった着陸場所等についても、市のホームページからそちらのほうへアクセスできるように、また自治会長を通じましてそういったことも周知をしていきたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

本当にくどくどと同じことを申し上げて申し訳ないと思いますが、例えば私たちの一番身近にあるものですから、私もそういうふうなことを思っておるんですけども、外山地域におきましては、学校は神海地域というところにあります。私たちのほうにはゴルフ場とかいう芝生の上ということもありますし、また先ほど言ったグラウンドもございます。もしかしてグラウンドの状況が、例えば木がわあっと生えて、また森になったりしたり、そういうことも先々にはあるかもしれないということを思います。

そういった場合には、やはりどこかここであるという確実な着陸する地点を行政のほうも考えていただきたいというふうに思います。

それで最後の質問ですが、もう一度今後の対策について、そういった場合はこういうふうにといいような、もし思いがあれば、お聞かせ願いたいと思います。今後の対策について、総務部長さんをお願いいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

今後の対策についてお答えをさせていただきます。

市内に離着陸する官公庁のヘリコプターは、いずれも緊急時において運行されるものでございまして、迅速かつ安全に運行できるよう、それぞれの離着陸場の情報を市ホームページに掲載し、先ほど申しましたように、その市のホームページが、それぞれのドクターヘリ等そういった場所が明確になるようにリンク先をつけるなど、今後広く周知するように努めてまいりたいと考えており

ます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

緊急時といっても、災害、大きな水害などありましたら、道路が寸断されたりというような事態は起こり得ると思います。本当にこういうことがあって、またいろんな住民の皆さんが安心して安全に地域に暮らせるような、そのような思いでありますので、どうぞ、またこの件に関しても、よろしく御配慮のほどお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（河村志信君）

続いて、14番 道下和茂君の発言を許します。

○14番（道下和茂君）

皆さん、改めましておはようございます。

大型台風11号と秋雨前線による被害は、この地域に大きな被害もなく安堵をいたしております。

先日も鏗本議員が発言をされていましたが、7月末には根尾松田地内初鹿谷では、推定堆積土砂約5.6万立米に達する崩壊や沢の浸食が発生しており、これにより長期間、東谷川の濁りが続きました。幸い現地の初鹿谷におきましては、初鹿谷以外では関連被害が出ておりませんが、台風シーズンとなり、二次災害も懸念されることから、警報など発生時には適切な指示の下に十分な警戒が必要かと思っております。

それでは、通告により2個の課題についての見解をお聞きしてまいります。

まず、1問目でございますが、悠久の昔から春には立派な花を咲かせ、人々に歴史を語りかけ心を安らげてくれている淡墨桜。これまでを振り返ると、淡墨桜は、前田利行氏、宇野千代氏などの危機を見かねた多くの名士、また著名人などの外部の有志が立ち上がり、淡墨桜顕彰保存会や淡墨桜保護対策基礎調査委員会が設けられるなど、また旧根尾村では、平成の桜守事業として科学的な調査も行われてまいりました。また、村内周辺自治体を動かして、危機的状況を何度となく乗り越えてきました。

危機のたびに、淡墨桜顕彰保存会など広範な組織が設立されて、資金集めや資材集めなどを行ってきました。現在は、長年桜の管理業務の委託を受けた樹木医が所属する地元業者に受け継がれ、経験と知見を生かし、林進教授が引き続き必要に応じて助言をさせていただいております。記憶に新しいのは、平成30年9月の台風21号による大枝折損では、全国から心配の声や多くの浄財が寄せられました。合併時には、村民の熱い要望もあり、淡墨桜保護基金2億円が設けられ、市に引き継がれています。そうした基金の活用により、枯死や倒木前の有効な事業展開が必要ではないですか。倒木してからでは、基金の目的を生かすことはできません。

先日、瑞浪市で起きました大湫宿の大杉の突然の倒木のようなことがあってはなりません。根尾谷淡墨桜は、本巣市にとどまらず、岐阜県でも最も有名な天然記念物と言っても過言ではありません。現在でも手厚く守られてはいますが、保護に対する取組が、ややもすると形骸化されている感もいたします。

先般、幹の周りに近づく機会がありました。主幹には、大きな空洞が生じ、反対側が見えるほど朽ちて樹皮だけの状態となっております。大きな枝にはひびが入るなど、その状況は年々進んでいるように思います。台風や大雪で、いつ倒木などの被害を被ってもおかしくない状況にあり、大きな衝撃を受け、対策の必要性を痛感いたしました。

平成の初めに行われた大規模な保護対策事業から四半世紀、今こそ外部からの指摘をされる前に本巣市が先頭に立って体制を整え、計画的に維持管理を行い、シンボルの淡墨桜を守り、後世に残していく必要を考えるため、3点について見解をお聞きいたします。

まず1番目に、科学的な調査、対策から四半世紀を経過した今、淡墨桜に大きな被害が発生する前に、令和の桜守事業を計画し、文化庁、県の指導の下に、林教授を中心に県文化財審議委員や県森林研究所、学校などでは岐阜大学など、市関係では市観光協会や教育委員会などで構成する保護対策の委員会を設け、現状の調査、分析と保護対策を組織的に進める必要があります。

それで、1番目の保護対策の委員会を設ける考えを教育委員会事務局長にお尋ねします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、保護対策の委員会を設ける考えについてお答えさせていただきます。

樹齢約1,500年と言われる国指定天然記念物の根尾谷淡墨桜は、国の指定を受けて今年の10月12日で100周年を迎えます。その淡墨桜の雄姿は見る者を魅了し、現在でも桜の開花時期には、県内外から多くの方が訪れています。その姿があるのは、幾多の危機を多くの桜守の方々の御尽力によって乗り越えてきたからでございます。

しかし、近年、温暖化による激しい気候変動により、動植物の出現や病気の発生などにより、淡墨桜にも影響が出始めています。直近では、平成30年9月の台風21号による大枝毀損は、とても大きい被害となり、全国から心配の声や浄財が寄せられました。今後も、自然災害などによる被害を受けないように、淡墨桜の保護・管理をしていかなければならないと考えています。

現在、淡墨桜の保護・管理につきましては、淡墨桜管理委託業務を地元の業者へ委託し、日々の管理業務を行っているとともに、岐阜大学名誉教授で樹木医の林進教授に年間数回現地指導していただき、これまで根、幹を中心に、根の育成、幹の腐食部分の除去、薬剤注入による強化などを行い、樹勢の回復に努めていただいております。今年度以降は枝部分の割れなどの修復を行っていく予定でございます。本年6月の現地指導の際には、全体としての状態は良好で、葉つき、根も十分育っているとのことでした。

保護・管理体制といたしましては、地元の管理委託業者が週に1回程度観察を行い、異常を発見した際には教育委員会へ連絡をし、必要な応急処置を相談、実施し、教育委員会から林進教授及び県へ状況を連絡し、助言を求めるとともに、現地指導などをいただいているところでございます。国指定100周年を節目として、本巢市の宝、岐阜県の宝である淡墨桜を、50年後、さらにその先の将来にわたって保護・管理をしていくための体制を整えていくことは必要であると考えています。

今後も、林進教授の御指導を仰ぎながら、これまで以上に連携した令和の桜守となるような体制の整備について、検討してまいりたいと考えております。

[14番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

再質問ではございませんが、林教授は本当に全国の樹木保存と関わりがあり、大変多忙な方でございます。また、委託先の樹木医との保護処置に対する考えの違い、当然人間でございますので考えの違い方もあろうかと思えます。どちらが正しい保護処置なのか、樹木医も大変悩むことが多いと聞いております。

軽微なものを除き、多くの執権者のアドバイスも必要でございます。保護・管理手順は、林教授を中心とする保護・管理組織での判断結果とすることが必要で、大切なことと思えます。保護対策の委員会を設けることは大切なことでございますので、ぜひ早急な検討を期待しております。

それでは2番目、②に進みます。

先般、大湫宿の大杉のように淡墨桜が倒木すれば、天然記念物の指定が外れます。再度の指定は難しいかと考えております。今、実生による苗木は有性繁殖であり、ほかの遺伝子が入り込んでいます。巨樹、長寿に優れた遺伝形式を持った淡墨桜の系統保存木は、現時点ではございません。天然記念物の桜の横に100年を超える桜がありますが、これもDNA鑑定を行っておくことも必要なことでございます。

系統保存木は、許可を得て挿し木や接ぎ木で苗を作ることは可能でございます。そうした苗木を育て、淡墨公園、うすずみの森や周辺の市有林に植樹をしておくことは、将来、不測の事態に備え、天然記念物指定が継続されることにつながると考えますが、系統保存の考えをお聞きます。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、系統保存についてお答えさせていただきます。

淡墨桜は、毎年春には多くの花を咲かせ、その後、種を実らせませます。これまで毎年種を拾い、保存して種をまき、淡墨桜の2世としてその苗木を育て、植樹などを行ってきました。しかしながら、それはあくまで2世であって、現在の1世の遺伝形質とは異なっています。

議員御指摘のとおり、現在の淡墨桜1世が倒木、枯死といった事態となれば、天然記念物としての指定は外れることとなります。また、挿し木、接ぎ木の手法を用いて淡墨桜1世と同じ遺伝形質を持つ苗木をつくることは、技術的に可能であると認識しています。

岐阜大学名誉教授であり、樹木医の林進教授も、挿し木、接ぎ木による植樹を提言しておられます。淡墨公園内のしかるべき位置に植樹し、1世のDNAが明確な苗木で国の追加指定を受けておくと、そのまま指定は続いていく。100年後、500年後を見据えて、これから対策をするとよいとの助言もいただいております。

挿し木、接ぎ木は、技術的には可能であるとはいえ、管理方法を含め、技術的、科学的な知見から指導を受ける必要があると捉えております。そのため、今後も専門的な指導を受け、淡墨桜の未来を見据えた保護・保存を行っていきたいと考えております。

[14番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

再質問でございますが、先ほど申し上げましたが、淡墨桜の横の桜の木は市有地に植わっています。これは所有者がはっきりしていないのではと思います。今後、例えば枝が折れたとか、人に当たった、そうした自己責任なども含め、管理面ではっきりさせておく必要はないですか。

また、諸説いろいろありますので、ぜひとも遺伝子を引き続いた桜なのか、DNA鑑定を行う考えはあるのかをお尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

青山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

まず、淡墨桜の後ろにある桜でございますけれども、いきさつは定かではございませんが、当該桜の木が市の公園敷地に存在することから、公園の一環として、その木についても管理をしていると聞いております。

DNA鑑定につきましては、淡墨桜の2世であるのかや、この桜がどのような経緯の桜かは、今後の淡墨桜の保護していく上でも必要と考えております。専門家の指導を仰ぎながら、次年度以降、調査をすることについても検討していきたいと考えております。

[14番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

今申し上げました桜でございますが、いろんな看板も立っており、果たしてどこのものかとははっきりしてない。そこら辺もはっきりとしておくべきではないかなと、こんなふうに思います。

3番に進みます。

淡墨桜は、これまで多くの桜守たちにより花を咲かせ続けてきたが、保護・管理する上で、定期的に生育状態を観察記録し、樹勢や外観的な要素をチェックする定点観測、いわゆるモニタリングでございますが、を科学的根拠に基づき行うことが必要でございます。定点観測は、調査票による観察や定点撮影を行い、観察は根気を必要とする地道な作業でございます。報酬と若干の経費の予算化を要しますが、長く続けられる熱意ある人材をモニター桜守として選任も必要でございます。

まず、教育委員会は、モニタリングの内容を評価し、記録の保管を行う。

一つ、内容に基づく保護対策は、教育委員会がモニターに連絡を取り実施する。対応できない諸問題は、保護対策の委員会のサポートを受ける。

一つ、保護対策の委員会は、内容を検討の上、教育委員会に指示、教育委員会の指示の下に委託業者が必要な保護対策や維持管理を進めていく、系統的な流れが必要かと考えます。

そこでお伺いしますが、そうした制度のモニタリングの導入は考えられますか。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を青山事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、モニタリングの導入についてお答えさせていただきます。

淡墨桜は、近年の気候変動、動物などによって様々な影響を受けます。その姿は刻々と変化し、特に暴風雪等により大きな被害を受けることもあります。そのため、定期的に観察を行うことは必要であると考えております。

先ほども述べましたとおり、淡墨桜管理委託業務を年間を通じて委託しており、この中でも月4回程度のモニタリングについても業務として含まれております。その際には作業日誌をつけ、報告書として提出をしていただいております。異常を発見した際には教育委員会へ連絡をし、必要な応急処置を相談、実施し、教育委員会から林進教授及び県へ連絡をし、助言を求めるとともに現地指導などをいただいているところでございます。

この業務の中で、より科学的なモニタリングといった視点から、必須な科学的なデータを報告書として提出できるよう記録項目を検討し、記録の仕方についても、専門家の御指導をいただくとともに、県や文化庁とも協議しながら進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本巢市の宝である淡墨桜を将来にわたり健全な状態で残せるよう、これからも林進教授の御指導をいただきながら、文化庁・県など関係各所と連携をし、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

[14番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

ただいまの再質問でございますが、森林病理学が専門の神戸大学名誉教授は、大湫の大杉の倒木

に関し調査をした、地域のシンボル、倒木の危険もと題して新聞に記事が掲載されておりました。その中で、倒木を防ぐため腐れがあるかなど検査の基準をつくり、定期健診をすることが最も必要だと訴えてみえました。モニターによるモニタリングや定期的な定点観察が重要なこととございますので、ぜひ前向きな検討を期待しております。

また、林教授に淡墨桜の指導を受けていますが、報酬とか桜に関し指導者としての肩書はどのようになっていますか。

○副議長（河村志信君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

林進教授の肩書につきましては、専門の教授であるということで、専門家として御指導をいただいているという関係でございます。

したがって、報償費として、謝礼をお支払いしている状況でございます。

〔14番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

私の調べたところでは、林教授に対して1回に1万5,000円、プラス旅費ということでございます。また、管理委託料は、昨年の予算ベースで281万円が委託費として計上してあります。その中で樹木医の金額、年間48時間、1回2時間、月2回で、時間当たり5,000円で、年間計算しますと24万となります。

また、市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償では、市の嘱託医や歯科医師、3万円から2万円、専門的知識委員が日額2万円となっております。1回2時間で、樹木医は1万円となります。

この管理委託料と林教授の謝礼を比較した場合、管理委託料が高いとは決して思われませんが、教授の謝礼が安いのではと私は考えます。また、平成元年から相談に乗っていただいていることを考えると、正式に淡墨桜保護に関しての特別顧問などを任命すべきかと考えますが、いかがでございますか。

○副議長（河村志信君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

今後の林進教授のお立場や関わり方について、今後検討させていただきたいと思っております。

〔14番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

今後検討ということで、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。淡墨桜のためにも前向きな検討をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の市有林を生かした木育について見解をお伺いします。

本年、新庁舎の内装や角材として、根尾大須地内に存在する市有林の杉、ヒノキや一部広葉樹の伐採が予定されております。伐採後には植林が計画されます。先人たちが、将来、公に活用するために育てて管理されてきた、地域住民にとっては思い入れのある山林でございます。

今回、根尾学園が開校されたことは、地域住民にとっても記念すべき節目かと考えます。こうした機会に、学園生徒が、植樹や今後の下草刈り、間伐体験や作業見学などを通し、SDGsが掲げる目標15の陸の豊かさを守るための森林の生態系や保全活動を管理する学びと取組の必要性などの木育の場としての活用をすることは、意義ある取組かと考えます。

また、淡墨公園に隣接するうすずみの森周囲の市有林約5.5ヘクタールを、市内の学校林としてや、市民や各種団体が植樹などを通して森林との関わりを知見し、SDGsを学び、実践する場としての活用を考えるために、3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、根尾学園が開校された節目に、学園生徒による開校記念や卒業記念の植樹や、下草刈り、間伐体験、森林作業工程の見学を計画し、生徒に将来の夢を抱かせ、また今後の手入れなどを通して、山林との関わりや環境、SDGsなどを学ぶ木育の場としての活用を考えるため、1番目の開校記念や卒業記念の植樹のお考えをお聞きいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

学園開校記念、卒業記念植樹の考えについてお答えします。

石川啄木が「ふるさとの山に向かひて言うことなし、ふるさとの山のありがたきかな」と詠んだように、根尾の子にとって山・山林はふるさとそのものであり、卒業してからもふるさとを実感し続けるものであると感じています。

75年の歴史を重ねた根尾小学校、根尾中学校が今年の3月に閉校し、4月から新しく本巣市立根尾学園が、県内4校目の義務教育学校として開校しました。根尾学園は、地域の方々、保護者、児童・生徒の熱い期待や願いを一身に集め、誰からも愛される学校を目指し、歩み出したところです。

この新たなスタートを切った年に、学園開校記念としての植樹を行うことは、大きな意味があると捉えています。木の成長を自分たちの成長と重ね合わせ、夢を描けること。時には立ち止まり、成長を確かめるよりどころとなること。植えたときの初心に立ち返ることができることなど、学園の児童・生徒にとどまらず、学園の開校を共に喜んでいただいた地域の方々や保護者の皆様との心をつなぐ記念の植樹となり、とても価値のあることだと考えます。ぜひ、学園開校記念植樹を実現させていきたいと考えています。

また、加えて、開校記念の一環として、根尾学園の校庭に淡墨桜を植樹し、根尾学園のシンボルの木としていきたいと考えています。これまでも子どもたちは、種拾いから種まき、苗木まで育てておりますので、桜の植樹はほかにも発展できそうです。

卒業記念植樹については、学園で学び成長したあかしとなり、また新たな一步を踏み出す記念としても意味があると考えますが、毎年行うとなると広大な場所が必要となるため、林政部とよく検討してまいります。

過去において、植樹を行った多くの地域で見られたのが、植樹はするものの、そのまま放置されてしまい、手入れが行き届かず荒れてしまう、時には忘れ去られてしまうという事例もあります。それでは、植樹をした意味がありません。林政部の協力を得て、子どもたちができる範囲で、植樹した木の周辺の手入れなどを継続的に行うことで、森林保全や環境保全という植樹の意味を十分に考え、主体的に森林を守り育てる実感を味わう、価値ある活動としていくことが大切です。

開校記念植樹は、学園の児童・生徒が継続的、体験的に学ぶことができる活動内容、活動場所、植樹の木の種類など、学園、林政部等関係機関とともに検討していきたいと考えております。今後、根尾学園の特色ある教育、ふるさと科の一つの柱に森林環境学習を据え、SDGsと併せて取り組んでまいります。

[14番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

生徒が伐採後の全面積に植樹するという事は、とてもできることではございませんので、数十本を、広葉樹とヒノキを1本ずつとか、それ1本を共同で植えるとか、そういう形でもいいかと思いますが、手入れにつきましては、皆伐後は植林が義務づけられており、当然林政部において手入れを行っていくこととなります。そうしたことで、関わりは十分持てるのではと思います。先ほど教育長が申しましたように、まずは開校記念樹というということを、ぜひともよろしく願いいたします。くれぐれも学園や林政部との連携をよろしく願いいたします。

それでは、2番②に進みます。

淡墨桜系統保存木、淡墨桜2世木や広葉樹などの植樹や手入れなどを行いながら、市内生徒が木と触れ合い、木と学ぶ、木と生きる木育の場や、市民、市内生徒が山林の持つ多面的機能やSDGsへの取組の必要性を学ぶ場としての活用を考えるため、うすずみの森、周囲の市有林を木育の場としての活用のお聞きします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

うすずみの森周辺の市有林を、木育の場として活用することについてお答えします。

本巢市の面積の約86%が森林であり、その中には、多くの市有林があります。この豊かな森林から恩恵を受けている本巢市において、市有林を活用した木育を行っていくことは、これからの本巢市の未来を見据え、次世代を担っていく子どもたちを育成していくためには大切な内容だと捉えています。

木育は、木のことを単に理解するだけではなく、木と関わり合いながら体験活動や学びを通して、自然への親しみ、森林や環境問題に対する確かな理解、そして行動力を育むことが大切です。本年度、淡墨桜の下でMotosuをtomosu事業をスタートし、桜に関わる学びや活動を年間を通して行っています。本巢市の宝である根尾の淡墨桜を、市内の子どもたちの宝に位置づけ、継続的に関わってくれる子どもたちを育成するための第一歩として実施をしました。

本年度は、市内23人の児童と保護者約50人が参加して、淡墨桜の種を拾い、植えること。根尾の間伐材を活用した行灯づくりを行うことなどを計画しており、樹齢1,500年の淡墨桜を間近に感じ取ったり、制作活動を行ったりすることは、木育につながると捉えております。

さらには、毎年市内5年生が、根尾での宿泊学習時に様々な活動を行っています。その活動の一環として、間伐材を使ってペン立てなどの木製品を作る活動も行っており、これらも木育につながっています。

今後は、直接木と触れ合うことを通して、SDGsの目標でもある陸の豊かさを守ろうの中の、森林の持続可能な管理に近づけていきたいと考えております。具体的には、まずMotosuをtomosuの事業を拡充発展させ、これまでの活動に加えて、植樹や木育に関する活動に展開したいと考えています。うすずみの森周辺や伐採跡地など、市有林で実現可能な活動内容や活動条件、安全面などの様々な視点を踏まえて、林政部と連携し、幅広い学びにつながる木育の可能性を広げていきたいと考えております。

[14番議員挙手]

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

ありがとうございます。

それでは、3番目に進みます。

ただいま私が質問し、教育長が答弁されました①②の取組につきまして、環境譲与税などの活用や教育委員会との連携をお聞きいたしますが、森林公園であるうすずみの森は、森林の魅力を知ってもらうことや淡墨公園への通年誘客の目的もあり、整備をされております。淡墨公園に隣接し、林道神所今村線沿いにあります。公園の活用は、近年あまり活用されていない、また維持管理費が確保できないのか非常に魅力に乏しい状態となっております。

所管や質問事項が違いますが、林道沿いには1キロにわたり元議員船渡さんの発案により、出生記念植樹で紅葉が整備され、子どもの誕生を祝し、市内各地から3か年で150名の方が公募により植樹をされています。残念なことに、近年、立ち枯れやプレートの破損、折損木が目立ちます。我

が子の誕生を喜び、将来に夢と希望を持って記念として植えられた、こうした自分の木が枯れたまま放置されたら、どのような気持ちになるのか。公募したのであれば、成木になるまで維持管理を行う必要があると考えます。先ほども教育長が申ししておりましたが、記念植樹、植えたら植えっ放しというような、非常に残念な状態ではないかなと思います。

また、淡墨温泉付近や大須ダム付近には、大山桜や、さくらサミットにより全国の桜が植えられております。これらも、もう少し手入れを行ったら、立派に桜の名所となると日頃考えています。

本題に戻ります。

山林整備には、多種多様な様々な助成制度があります。大須地内の市有林での学園生徒による記念植樹や、うすずみの森周囲の市有林での取組に、国・県の補助や環境譲与税などを活用することは可能なのか。また、教育委員会と連携し、指導者などの派遣は可能なのか。また、山林を管理する所管から見て、こうした取組をどのように考えておりますか林政部長にお尋ねします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を高井林政部長に求めます。

高井林政部長。

○林政部長（高井和之君）

先ほど来、御質問と答弁がありました件に関しまして、森林環境譲与税の活用や教育委員会との連携は可能かについてお答えさせていただきます。

学校行事として行う記念植樹等につきましては、既存の事業では、緑の募金を活用した公募等各種事業のほか、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した森と木と水の環境教育推進事業がございます。この中で、学校提案でできる比較的自由度の高い事業メニューがありまして、指導者への謝金等も対象経費となっております。

なお、既存の事業で対応できない森林環境に関する取組につきましては、市の独自財源となる国の森林環境譲与税を活用した方法がありますが、例えば特定の学校や地域に対する単発的な取組につきましては、県の森林環境税を活用した既存の事業を充てて、地域とか継続性の高い取組につきましては、国の森林環境譲与税を活用するといったすみ分けが必要になると考えております。

また、森林・山林を管理する林政部としましては、こうした取組は豊かな森林を未来へつなぐ活動の一環として捉えることができると考えておρισまして、国の森林環境譲与税の活用に関しましては、子どもたちの植樹活動などを通じた交流会の開催などが例示されているところでありまして、各地で実施されている事例、全国で実施されている事例等の提供を含めまして、教育現場である学校や教育委員会と連携はできるというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

生徒と森林の関わり合いは大切なことでございます。

ぜひ、委員会や学園と緊密な連携を保ち、よろしく願いをいたします。

それでは、以上で私の通告いたしました質問を全部終わります。ありがとうございました。

○副議長（河村志信君）

ここで暫時休憩といたします。10時30分より再開いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時31分 再開

○副議長（河村志信君）

再開します。

続いて、1番 高橋知子君の発言を許します。

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

通告に従いまして、順次質問させていただきます。主に3つの質問を予定しております。

1つ目の質問は、性教育についてです。

皆さん、性教育と聞いて何を思い描きましたか。日本では、性という言葉を知ると何か恥ずかしいことのような感じがしてしまい、公の場で口にすることはあまりなく、むしろとがめられたりもします。

私たちは、性に関して学校教育として学んだ内容は本当に少ないです。では、子どもの頃何で性について学んできたかという点、友達から回ってきた本であるとか、雑誌であるとか、年上の兄弟や先輩の話であるとかそんなものです。そんな性に関して不完全な知識しかない大人が、現在世の中に非常に多くいると予想できます。さらに日本はポルノ大国とも言われ、その広がりや時代とともに大きく、簡単に手が届くようになりました。

子どもたちの家で、ネット環境がないという家庭はほとんどありません。本当の意味も知らずに興奮をかき立てる目的でつくられた妄想やファンタジーを真実だと思い込んでしまった子どもたちは、ゆがんだ人間感を持ちかねません。正しい知識を持っていない状態で性への好奇心だけが膨らむことこそが非常に危険です。

先ほども申しましたように、私も含め、ここにいらっしゃる皆さんの世代は、子どもの頃に大人から自信を持って性について教わってきていません。子どもに対してどう伝えていいかわからない親がたくさんいます。つまり、家庭での親からの性教育は期待できないということです。そして、何度も言いますが、今は昔のように自然に任せておけばいい時代ではありません。子どもを取り巻く環境は、とても危ういものになっています。

7月の新聞では、岐阜市にあるぎふ性暴力被害者支援センターが2021年度に応じた性暴力の相談件数は、1,122件と過去最多になったことを掲載していました。目に見えるだけで、このような数字です。

学校から支給されるタブレット、例えば岐阜市のiPad、今は配られた当時と比較して学校の

ほうからの使用期限は厳しくなっており、家では画像や動画は見られないようになっているはずで
す。しかし、実際は抜け道があり、子どもたちは見られる子は今も見ていますと聞きます。与えてし
まった以上、完全に防ぎ切ることは不可能に近いでしょう。

性についての無知は、無謀な性行動を生み出します。逆に性についてしっかり学ぶことは、慎重
な性行動、相手を思いやる性行動につながります。

そこで、1つ目の質問です。

現在の本巢市の性教育の現状はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本市の性教育の現状についてお答えします。

子どもたちを狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許し難い重大な人権侵害であり、
決して許されるものではありません。しかしながら、内閣府男女共同参画局が令和4年に16歳から
24歳の若年層8,941人を対象に実施した若年層の性暴力被害の実際に関するオンラインアンケート
によりますと、全体の26.4%が何らかの性暴力被害に遭ったことがあると回答しています。こうし
た状況からも、性教育は命の貴さやすばらしさを根幹にして自分を尊重し大切にすること、これは
性暴力の視点からは、特に被害者にならないということにつながります。さらに、相手を尊重し大
切にすること、これは加害者にならない、そして一人一人が大切な存在であること、これは傍観者
にならないにつながります。これを柱に進めていく必要があります。

また、学校においては身体の変化、生殖器の機能、妊娠の仕組み、性に関する適切な態度や行動
について正しく理解し、自分の体を大切にするとともにお互いの命を大切にすることを育む、命の教
育として極めて重要な役割を持っていると捉えています。

本市では、これらのことを踏まえて児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるよ
う本巢市版の性に関する指導計画を作成し、1. 体の発育・発達、2. 心理的な発達、3. 人とし
ての生き方、4. 男女の人間関係、5. 家庭啓発・個別指導の観点から発達段階に応じて全ての学
年で系統的、発展的に指導しています。

例えば、身体の発育発達では、小学校では4年生保健体育、4年生保健の体の発育・発達におい
て、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったり
することを学びます。また、中学校の保健では受精、妊娠を取り扱い、身体の機能の成熟とともに
性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから異性への尊重、情報への適切な対
処や行動の選択が必要となっていることについて学習します。

また、男女の人間関係では、道徳の時間、学級活動を通し、男女での交際について日頃は言葉に
しづらいことを話し合う時間などを位置づけ、相手の物の見方や考え方を理解し、コミュニケーション
を取って共に成長しようとする姿勢を育んでいます。

さらに、昨今最も心配なSNS等を通じた性被害に遭わない指導も行っています。全国的にSNSを通じて知り合った相手から自分の裸体を撮影させられた上メール等で送られる被害や、そこから誘拐等に発展するといった被害が起きています。SNSでつながらない、見知らぬ人に安易に会わない、自分の裸や露出した写真を送らないなどを繰り返し徹底しています。今後もこうした正しい知識、理解が得られるよう性教育を推進し、児童・生徒が自ら考え、自らの意思で行動できるよう努めてまいります。

〔1番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

私も、かねてから国が推進する教科書の内容だけでは性教育は足りないと考えており、本巢市は今教育長がお話くださったように、本巢市版性に関する指導計画や、また保健体育の授業に加え、道徳の時間や様々な時間で男女の関係やSNS指導などをやってくださっていて、とても安心いたしました。

では、2つ目の質問に入ります。

先ほど、2021年の岐阜の性暴力の相談件数をお伝えしたとおり、コロナの閉塞感もあってか、そのような事件は増えている傾向にあります。そして、その被害者は大人や思春期の子だけでなく、低年齢の子どもたちも含まれます。また、身近な教員が加害者になる場合もあります。

2020年度では、わいせつ行為やセクハラを理由に懲戒処分や訓告を受けた公立の教員は200名おり、うち児童・生徒が性暴力・性犯罪の被害者だったケースは96名に上ります。その98%は男性です。

県内でも、過去10年で最多の教職員が処分対象になりました。教員ですからきっと研修は受けています。そして、普通に人として考えれば分かるはずですが、でも事件が起こる。信頼している先生からこのような犯罪に巻き込まれた子どもたちの今後を考えると、いたたまれません。

今の加害者の共通点は、知らない人、変な人ではなく、子どもたちの知っている人、優しいような人が共通点だそうです。時代は変わりました。そしてこの数字、陰に隠れた数字があることを忘れてはいけません、日本では性は恥ずかしいものですから。このような事件は根絶する必要があります。

本巢市での教職員への研修などの対策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

教職員への性教育の研修についてお答えします。

子どもたちの命を守り抜く学校において、命の教育、性教育については、機会あるごとに教職員

の見識を高めています。また、性犯罪・性暴力から子どもたちが自分の身を守り、豊かな人間関係を築いていくためには、教員がその必然性を感じ、正しい知識を持って指導に当たることが不可欠であり、教員研修は大変重要となります。

毎年様々な研修を行っていますが、本年度行った研修を紹介いたします。

1点目は、幼稚園における性教育指導の具体を学ぶ研修です。

幼稚園の養護教諭を対象に、市教育委員会の保健衛生指導員が講師となり、性教育の指導を具現するための絵本を使った指導について、実際の授業のVTRを参観する具体的・実践的研修を行いました。この研修を受け、早速幼稚園の養護教諭が幼児たちに性に関わる大切な場所、いわゆるプライベートゾーンについて指導を行い、保護者にもその指導の内容を伝え、幼児の理解が深まるような実践も行っています。

2点目は、非常に心配な性犯罪・性暴力に関する研修です。

まず管理職研修を行い、校長から全教職員に伝える方法で行います。子どもたちが1人になることが多い夏休みに入る前に、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、性暴力には言葉によるもの、視覚によるもの、身体接触を伴うもの、性交を伴うもの、情報ツールを用いるものなどがあることを伝え、全体の性暴力被害の24%が中学生、16%が小学生であることを具体的に説明しました。加えて被害者の後悔や今の気持ちなども紹介し、これらにより性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などの理解に結びつけることができます。

3点目は、小・中学校の性教育の研修です。

県主催の学校保健講習会に小・中学校の養護教諭全員が参加し、具体的な性教育の在り方や有効な教材等について学び、養護教諭の指導力の向上を図りました。特に本年度の重点として、警察から性犯罪・性暴力の未然防止についての研修も行われ、そこで教えていただいた教材を使って早速授業を行っています。さらに、こうした性犯罪・性暴力については子どもから話を聞いたときの初動対応が重要であるため、岐阜県警に依頼し、性被害を受けた子どもが、それを話すときの教師側のポイントについて研修を進めています。

そして、当たり前ではありますが、この8月には市内全教職員を文化ホールに集め、教職員は子どもを守り抜く立場であること、私生活も含め、信頼、尊敬される人物であり続けることを誓い合いました。今後も医師や保育士、警察、児童相談所職員など専門的な見地からも指導を受け、子どもの性教育の充実、そして性被害に遭わないための指導の研修などを計画してまいります。

〔1番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

様々な専門機関の方と連携を図り、より具体的で実践的な研修をしていただいているとお聞きして、とても安心いたしました。

性教育には、性犯罪、望まない妊娠、性感染症、それらから自分自身を守るためにも必要ですが、

自分にとって大事な場所を自分で守ること、そして相手にとって大事な場所ということを知り、相手を大切に思う気持ちを育む意味でも大切だと感じます。

例えば、小さい子のやるスカートめくり、ズボン下ろしや、かん腸等をほほ笑ましいと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、これは性的ないじめの一つです。自分に置き換えてみましょう。いきなり人前で他人からズボンを下ろされていいわけがありません。ふざけていただけ、被害に遭った子は笑っていた。いいえ、遊びの形を取っていた深刻ないじめです。エスカレートした集団のレイプ事件などは今や中高生のいじめだけではなく、小学生、しかも6年生ではなく、もっと低学年の子も被害に遭っています。性や性器は人権そのもの、大人や子どもに関わらず大事にする必要があること、深刻さをあまり自覚しにくい時期だからこそ、大人がしっかりと伝えることが大切です。

先ほど大人は性教育を受けてこなかったと言いましたが、子どもたちも、本巢市の子たちは先ほどお聞きしたように性教育などは受けているということですが、やはり世の中にはいろんな子もいますし、そんな子にしっかりと伝えるためにも自分が自分自身も守れ、そして加害者にならないようなためにも、今や性教育は幼稚園児や小学校低学年から始める必要があると専門家の多くが言っています。皆さん心配される性行為は、性教育のたくさんあるテーマのたった一つでしかありません。私が持っている性教育の本には、性教育というものは、命、体、健康の学問であり、性は知識や学習によってつくられる文化であり、その仕組みの基本は自然科学であり、これからの世の中を生きていく人格を育てるために必須の教養と知性であると書かれていました。

今回、小学生への性教育を行っている池田小の話を知ることができました。池田小では、命の授業として、5名の助産師による性教育が内容を学年ごとに分けて行われています。昔のようにみんな体育館に入って聞く特別な授業ではなく、クラス単位でいつもの授業の延長で行われます。

1年生では男女の違い等ジェンダー教育から入り、プライベートゾーンがなぜ大切でどう扱っていくのかなどがあり、3年生では出産の仕組みや妊婦体験、性教育が一番大切と言われる4年生では内性器、思春期の話、なぜ生理が起こるのかを男女分けずに一緒に聞きます。5年生や6年生では着床や受精の話、そして性教育の締めとして6年生では家族からの手紙交換が行われます。生まれてきたときのエピソードなどを親に書いてもらい、愛されて生まれてきたことを実感します。同じ助産師のグループから、合渡小の子どもたちも自殺予防と命の教育として学んでいるそうです。

性教育を学ぶことで性的なトラブルが避けられ、万が一トラブルに遭っても解決に向かって適切な対処ができるようになり、また自分の性や体に対して肯定的に捉えることになることで、自己肯定感の高い人間に育ちます。本巢市の幼稚園などでは、先ほど教育長がおっしゃったように保健師による紙芝居等での命の教育の時間があるとお聞きしました。ぜひ本巢市の小学校低学年でも、このような教育がやっていただければと思います。

そこで質問です。

本巢市の幼稚園や小学校低学年へのこのような性教育の可能性はありますか、お尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

幼稚園や小学校低学年への性教育の可能性についてお答えします。

幼児期、小学校低学年の教育は、生涯の人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、園や学校での生活や仲間との関わりを通して自分自身を大切にすること、相手を尊重する気持ちを育むことが大切で、よって性教育も自分の体を知る、自分の体を大切にすること、相手の体も大切にすることが基盤となります。

また、昨今の性犯罪・性暴力の加害者には、幼児や小学校低学年の子どもを狙う者もいます。親族や監護者が加害者となる事例もあり、さらにこうした年齢の子どもたちは、それが性被害だと気づかず年齢を重ねて気がつき、時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合があります。こうした性暴力の被害者に子どもたちをさせないためにも、幼稚園や小学校低学年において性教育を推進していくことは大変重要だと考えております。

現在指導している内容といたしましては、まず1つ目は、自分の体は大切な自分のものであり、自分の大切なところを守る指導を行っています。例えば、水着で隠れる部分は見せたり触らせたりしてはいけないことを意識することで、今年もプールで水着に着替えたときに、併せてこの指導を行いました。

2つ目は、自分の体を見られたり触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身につけることです。具体的には、大切な部分だけではなくて体や顔など嫌な触られ方をしたときには、すぐに安心できる大人に相談すること、またその場で嫌だと言う、逃げることなどを学んでいます。

3つ目は、自分の体と同時に相手の体も大切にすること。相手の大切なところを見たり触ったりしてはいけないことを意識することです。

幼稚園や小学校では、養護教諭がこうした内容を踏まえ、自分や仲間の大切なところを守るルール、体を触られたりしたときの対応などを学ぶ絵本や紙芝居の教材を作成、活用し、担任と共に性教育を行っています。加えて園、学校の生活全体で様々な機会を捉えて指導しています。実施した性教育の内容をホームページなどで、保護者にもその内容を伝えて家庭と連携を図っている園や学校も多くあります。

また、全幼稚園、さらには各小学校では、毎月保護者を招いて誕生日会などを行っていますが、性教育の礎はここにあると捉えています。お母さんから生まれてきた自分であること、おなかの中で元気よく動いていたこと、生まれるまでは心配なこともあったこと、生まれたときの感動など、母から子へ伝える大切な時間になっています。園、小学校ともに命の誕生、命の感動、命の貴さ、命への感謝など生まれた命を感じさせること、自分は大切な存在なんだと感じさせること、自尊感情を育むことこそが性教育が命の教育と言われるゆえんであることを忘れず、本質を踏まえた上で性教育を進めてまいります。

今後は、小・中学校同様に幼稚園の市全体のカリキュラム化を進めるとともに、性教育に精通している専門家を招いて教職員を対象にした研修会を開くなど、幼児期からの性教育をより確実に進めてまいります。

自分と相手の体を大切にする態度を身につけ、性暴力の被害に遭いそうなときに適切に対応する力を身につけるなど、幼いながらもそれぞれの発達段階で、自分で自分の命を守る力を高めていくことが重要であると捉えています。

〔1 番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1 番（高橋知子君）

今の御答弁の内容にもありましたように性被害は低年齢化しており、小さい子は被害に遭っても気づかない場合もございます。本巢市のような教育を小さい頃から受けていれば、その子自身が被害者になることもなく、大人になって加害者になることもなく、他人のことを大切に思う人間に成長してくれることと思います。本当にありがたいと思います。

さらに、今言われた幼稚園の誕生日会でのお母さんからの手紙というのは、私も友人から聞いたことがあります。親子ともにすごく好評で、本当に両方が親も子どもも楽しみにしている授業、行事だと伺っています。最近ではコロナ禍で中止になることもありますが、ぜひとも今後も続けていただきたいというふうに思います。

また、今養護教諭の先生が性教育などをされているということでしたが、例えば現在、歯科衛生士の方が小学校で歯科指導を行っていますが、そのような感じで助産師の方による性教育が行われるというのもいいかなというふうに思います。聞きにくい性について質問してもいい人、話してもいい人、親でもない、担任でもない助産師が一定の知識を持って教育をし、それを教員が聞くのも一番かなあというふうにも思います。

今年度、ちょうど日本助産師会で包括的性教育実践助産師育成事業が始まり、全国で性教育の知識を持った助産師が500人育成されるそうです。そのような方たちのお力も借りながら、多くの人にとって必要らしいけど、できれば触れられたくない性教育へのその考え方自体をアップデートしていただき、子どもたちが今も未来も幸せに生きていける教育をさらに届けていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、次世代のリーダー育成について質問いたします。

先月の新聞でも大きく取上げられた本巢市の子どもの学力ですが、前回の一般質問でも伺ったように、とても素晴らしい内容でした。ぜひともそれらを生かし、実際に本巢市の将来を担う子に成長してほしいと心から思います。そのためにはふるさと学習はもちろんのこと、子どもの頃から政治や社会に興味・関心を持ってほしいと思います。そして同時に、本巢を担うリーダーの育成が必要であると考えます。

若者だけではないですが、日本人の政治離れ等社会の課題を自分事として取り組む人が減っているように感じます。昨日の今枝議員の一般質問の中にもあったように、18歳の意識調査の結果にも非常に危機感を覚えます。

これからの社会をつくっていく上で、現状を批判だけしていたり他人に任せるのではなく、やはり具体的に自分が実行していくことが大切だと思います。そのためにはまず、そういったことを考える機会も必要です。子どもの頃から、どんなまちにしたいのか子ども自身が考えることが大切だと思います。

そこで質問ですが、現在の本巢市の子どもたちが本巢市の未来を考えるような機会がありますでしょうか、お聞かせください。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市の子どもたちが本巢市の未来を考える機会についてお答えします。

各学校において、ふるさと学習や伝統文化の継承、福祉キャリア教育など本巢市の未来を考える機会は数多くあります。市全体としても様々な取組を行っていますが、本巢市の特色として3つ紹介させていただきます。

1点目は、少年の主張大会です。

次の作文は、真桑小学校の児童代表の主張です。とても便利で親切な市営バスが本巢市にあることを知り、すごくうれしくなりました。でも、僕たちが暮らしている場所は路線から程遠く、利用することができません。高齢化社会の中、本巢市の高齢者の方々が安心して過ごせる環境をつくっていけるようもっとバスの路線範囲を広げていくことを強く要望したいと思います。

この児童は、いつも家の前を通るおじいさんとの出会いから、高齢者のための地域バスの問題点を指摘し、高齢者目線で誰もが住みよいまちとはという大きなテーマについて丁寧に考えを広げています。また、土貴野小学校の児童代表は、毎年近くの用水路にきれいな蛍を見に行くが、高速道路の工事が進められる現実を受け止め、環境や自然と人間の便利さとの葛藤をSDGsから自分たちが地球のためにすべきことを訴えていました。

この大会は、市内全小学6年生と全中学3年生が家庭、学校、地域、そして本巢市や世界に向けて自分の意見、未来への希望や提案などを自由でユニークな発想と飾り気ない言葉でまとめ、発表するものです。この訴えを毎年800人近くの児童・生徒が地域や学校での課題を見詰めて、未来の本巢市や社会を描いてまとめ上げ、発表し合い、学校代表となった児童・生徒が大会で主張しています。本巢の未来を考え提案する貴重な取組になっています。

2つ目は、平和宣言をしている本巢市らしい平和の視点から、本巢市の生活や地域社会を客観的に見直す学びです。

市では全中学2年生を広島に派遣し、平和研修を位置づけています。全中学校の生徒が広島を訪

問して原爆ドーム等を見学したり、被爆体験をされた語り部の方々からお話を実際に聞くことで、平和の尊さとそのためのできることを考える機会となっています。生徒たちは平和な世の中をつかっていくためにはまず学校が平和であること、そして市民同士が分かり合えること、相手の立場になって考える、そして助け合う本巢市をつくりたい、本巢市を平和のまちにするために私たちが感じたことを伝えたいなどと語り、市戦没者追悼式などでその思いを訴えてきました。広島研修を通して、平和から未来の本巢市と自分の姿を思い描いています。

3つ目は、広島研修を体験し、さらにリーダーとして学びたい中学生を日本で唯一戦地となった沖縄県へ派遣し、本巢市の未来のまちづくりに結びつけることです。終戦から沖縄の自然や文化を生かし、海洋開発、農業改革、伝統文化の発展など、主体的にまちづくりに取り組んできた人々の思いや努力を感じ取り、本巢市の特色や魅力を生かしたまちづくりに向かうリーダーを育てていきます。

現在、中学生のジュニア防災リーダーが市の防災を強固なものにしようと動き出しています。10月に行われる防災士養成講座にも17人が参加します。生徒たちの意欲と力はすごいと感じます。防災のように子どもたちの力をさらに引き出し、伸ばし、本巢市の未来を描き、具体的に動いていけるリーダーを育成したいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

少年の主張大会でありますとか広島研修など、生徒たちが実際に体験をしているというような、そういう子どもの頃の体験はずっと心に残ると思います。今後もそのような体験をした子どもたちが、さらなるどんな成長を遂げてくれるのか本当に楽しみです。そして、さらにそのような会に出席していない子どもたちにも、もっともっと本巢市について考える機会を持ってもらえたらと欲が出ます。

山形県遊佐町では、ちょうどこの課題にぴったりの大変画期的で面白い取組をしています。遊佐町では、制度として子どものための議会を設けており、その少年議会を通じて子どもたちの声を町政に反映させ、子どもたちのリーダーシップを育む仕組みがあります。この事業は2003年から始まり、選挙で選ばれる少年町長と少年議員から成る少年議会には、年額45万円の政策予算も割り当てられています。少年議会の定員は、少年町長1名、少年議員10名です。選挙権、被選挙権を持つのは町内在住・在学の中中学生と高校生です。選挙戦は本格的で、投票前には選挙公報が発行され、立候補者の顔写真と立候補した理由、当選後に実現させたい政策などが記されています。定員以上の立候補が得られた場合は、有権者全員が本物の投票箱を使って投票をします。本物の投票箱を使うことで、選挙をより身近に感じることができる仕組みです。また、その結果も仮想ではないところがとてもいいと思います。

少年議会が誕生する前、遊佐町では人口減少、少子高齢化とともに職住分離、生活形態の多様化

が問題となっていました。このため地域の中心となる若者の育成や若者の活躍の場をつくるための環境づくり、若者の力、意見を取り入れたまちづくりが求められていました。本巢市でも、特に北部に似たような問題を感じます。

こうした問題の解決のためにつくられたのが少年議会です。日本のほかの自治体でも少年議会を設けているところがありますが、遊佐町の少年議会は選挙や所信表明演説、政策提言や一般質問など、大人の議会と同様のしっかりとした仕組みで運営されているのが特徴です。少年議会では、第1期からこれまで様々なことを実現しており、例えば帰宅時間帯の電車増便の要望や、町内の街灯設置の要望など一部が実現されています。政策や一般質問の内容は、中高生を対象に行ったアンケートの結果も参考にすることで、若者の声を広く少年議会の政策に反映させる仕組みです。少年議会に割り当てられている政策予算は45万円ですが、まちへの提言を伴う予算は、別に所轄課で予算化されるそうです。

この効果は実際の選挙の投票率にも表れており、遊佐町や若者の投票率も高く、18歳は全国平均より10ポイント以上も高くなっています。また、町長や課長さんたちも、少年議会では本物の議会以上に緊張するとおっしゃっているそうです。少年議会、子ども議会は子どもたちのためだけでなく、大人たちにも効果があると思われます。このような実際に選挙があり、予算もつく少年議会をぜひ本巢市でも実現できないでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

少年議会を実施することについてお答えします。

少年議会などの場を通して、市内学校の生徒たちが、市のためにどのようなことが必要かを話し合う機会はとても重要なことであると捉えています。他校との生徒との交流や話し合いは新たな気づきや学びが大きく、未来の市のリーダー育成にもつながっていきます。特に、今の遊佐町の取組は素晴らしいと感じております。

私は、教育長として、未来のリーダーにどんな力が必要なのかを考え続けてきましたが、特に今必要な力は、社会課題を自分の足元からきちっと見詰め、自分の意見を根拠を持って発言し、さらに相手の立場を尊重しながら議論を重ね、よりよい社会をつくり出すことであると捉えています。この必要性は、日本財団による18歳の意識調査で社会課題について議論しているという問いに対して、日本が27%と世界最下位の現状にも見られており、本巢の生徒たちにはもっともっと議論して、深く考え、つくり出す力をつけてほしいと今思っています。

では、それが実現できるリーダー育成の形は、どんなものであればよいのかを考えたときに、行き着いたのが生徒会サミットです。少年議会の形式よりも、一人一人が何度も何度も他校のリーダーたちと議論し、根拠を持った自分の意見で説得し、さらには相手の立場を理解して、納得してよりよい社会、新しい社会をつくり出す力の育成に結びつく形態と言えます。

本巢市では、平成20年度まで生徒会の役員が子ども議員となり、本巢市の未来を考える機会として子ども議会を実施しておりました。議会の形式の中できちっと役割を決め、質問や答弁を考え実施しておりましたが、一人一人の発言の回数とか時間が僅かになってしまい、また生徒たちが議論するという場面が少なくなってしまう、シナリオ等も準備されてというような形骸化してしまったという反省点もありました。もちろんその議会の内容を改善する方法もありましたが、先ほど述べたリーダーの力ということに力点を置き、リーダーの力を身につけるために抜本的に見直して、本巢市型のサミットをつくり出しました。

このサミットでは、主に3つの活動をしています。1つ目は、会場を市内学校の持ち回りとして、その学校の特色ある活動やすばらしさを他校の生徒が実際の目で見ること、そしてさらには各校の代表が、自分たちの学校の生徒会活動を足場に何を大切にしているかという理念とか活動内容を交流し互いに生かし合う、そういう取組をしています。

2つ目は、異なる学校の子どもたちで小グループごとに挨拶はどんな意味があるかと、掃除は必要か、本巢市のよさはなどなどテーマに沿って議論したり、困っている課題に対する解決策を話し合ったりする活動です。そして最後には、本巢市の未来をどのようにしたいのかを市長や私、副市長などと議論をしています。先ほど言われましたけど、こちら側も緊張しながらやっぱり生徒たちと議論をしているような状況です。あえて返答に困るような質問もどんどん浴びせて、それに向かってこられるよう鍛える場面にもしています。

これらの活動を通して、まず自分の学校や自分の地域を足場に深く考え、自分の学校を、市全体を、そして社会全体をよりよくするために必要なことを見だし、自分で決断して行動する力を高めています。

小学校でも児童会サミットを開催しており、その継続発展も大きな力となっております。今後は遊佐町の少年議会のように生徒会サミットで提案された内容を吟味して、予算化するようなことも検討してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

ありがとうございました。

児童・生徒会サミットで子どもたちが活発に意見交流されているということが本当によく分かりました。

最後に、そのサミットから出た意見を予算化する検討もしてくださるということで、ぜひやっぱりそうやって現実に結びつくことが一番心に残るといえるか、話し合う意味を感じて次に生かせると思いますので、話だけに終わらずにいただければというふうに感じます。

また、平成20年まで子ども議会があり、子ども議会の問題点などもよく分かりました。私も、前にもちらっと話しましたが、旧教育長の議場で名前は少年主張の会というような名前でしたが、現

在の主張の会とは異なり、やはり子ども議会のように、一般質問のまねごとのような要望を2つ書いた原稿を読んだことを今でも鮮明に覚えています。そして、その1つを実現していただき、当時小学校の校長先生が出していた通信に、高橋知子議員、要望を実現するみたいな見出しを大きく書いてくださって、それを恥ずかしい気持ちと誇らしい気持ちで読んだことも覚えています。

議員になって初の一般質問の原稿を考えているときに、久しぶりに思い出した思い出ではありませんが、こうした子どもときの体験というのは大人が思っている以上に、その子のその後の人生に大きな影響を与えたいと思います。本巢市の子どもたちには、ぜひたくさんの方に残る体験、今しかできない経験をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

ロシアのウクライナへの侵攻が始まって随分たちましたが、いまだ終わりが見えず長期化するという話まであります。コロナ禍が社会にもたらした影響は計り知れませんが、こちらの影響も想像以上のものとなっています。

気候変動の影響で、深刻化していた世界の食料事情はさらに厳しいものになっています。しかし、気候変動による災害はどんどんひどくなるばかりで、欧米の山火事が起こるほどの高温、中国の深刻な水不足、その影響は日本にも及ぶと思います。しかし、受け身になって打撃を受けるばかりでは、世の中の流れとともに衰退していく一方です。こんなときだからこそ未来を見据えて、今こそ取り組むべき課題を一つ一つ取り組んでいる自治体、そうでないところで大きな差が未来に来るでしょう。

今こそ取り組むべき課題は、環境に優しいまちづくりであると私は考えます。

その一つが環境再生型農業、リジェネラティブ農業の推進です。農地の土壌をただ健康的に保つのではなく、土壌を修復、改善しながら自然環境の回復につなげることを目指す農業で、土壌が健康であればあるほど多くの炭素を吸収するため、気候変動を抑制するのに有効な手法だと考えられています。高騰する化学肥料や農薬の使用量も減らすので、経済面でのプラスにもなります。日本でもこの取組は徐々に増えています。

そこで質問です。

環境再生型農業についての市の見解をお聞かせください。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

環境再生型農業についての市の見解についてお答えします。

環境再生型農業については、議員が述べられたとおり、農地を耕さず作物を栽培する不耕起栽培、主作物を何も植えない時期に、雨などで土が流出しないよう表面を覆う被覆作物の活用、同じ土地で違う作物を周期的に変えて栽培する輪作、化学肥料を使用せず有機肥料を使用するなどの取組がございますが、昨今の気候変動の抑制や新たな脱炭素への具体的な対策、取組としては有効な手段

であると考えております。

しかしながら、本市といたしましては、環境再生型農業ではなく、現在は国が推進している環境保全型農業として取組を進めているところでございます。これは、国が令和3年5月に公表したみどりの食料システム戦略の中で目標に掲げている令和32年までに化学肥料の使用量30%の削減、有機農業の取組面積の割合を25%拡大する目標に向けた取組でございます。また、現在、国は国の公表を受け、県と市町村連名でみどりの食料システム法に基づく基本計画を令和4年度中に策定する予定でございます。今後、新たな脱炭素への具体的な施策等が示されましたら、各関係団体等に周知し、推進してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

国が推進する環境保全型農業を確立されていくことは、十分大切ということは本当によく分かりました。並行して、ぜひ環境再生型農業も推進していただければと思います。

私が、この農法に出会ったのは3年ほど前です。吉田俊道さんという菌ちゃん農法を確立された方の講話を聞きました。吉田先生は九州大学農学部大学院卒業後、長崎県庁で農業改良普及員をされた後、農家になりました。俳優の柴咲コウさんの農業の先生としてユーチューブにも登場されています。

菌ちゃんの「菌」は、漢字でキノコの菌糸などの「菌」です。菌ちゃん農法は、まず土づくりから始めます。簡単に言うと、生ごみに微生物が入ったぼかしと呼ばれるものを混ぜ、さらに土と混ぜてよく発酵させます。有機物が十分に分解された微生物が豊富な土では、微生物と野菜がしっかりつながるので、とても生命力の高い野菜が育ちます。吉田先生の菌ちゃんファームの野菜たちは、このような強い野菜なので虫はつきません。

皆さん有機野菜、無農薬野菜という虫に食われたり、大変だろうとお思いになると思います。私も最初びっくりしたのですが、菌ちゃん野菜には農薬をかけなくても虫が来ないのです。この野菜は抗酸化力、いわゆるビタミンやポリフェノールなどの高分子の栄養素が高いので、胃液のない青虫には消化することができないのです。初めて菌ちゃんの土づくりを自分でやったとき、ごろっとしていた生ごみが全部さらさらの土に変化したことにとっても感動をいたしました。この農法に物すごく未来を感じます。

私の近所でも、出荷している農家はたくさんいらっしゃるわけですが、そのほとんどが私の親世代です。そして後継者のいない農家がたくさんいらっしゃいます。我が家でも父が他界してから富有柿をたくさん作るのが難しくなり、一番大きな畑の柿の木は全部切りました。代わりにやってくださる方を見つけることもできませんでした。今は半分は農地中間管理事業を活用してお願いしており、残り半分を細々とやっています。でも、母ができなくなったら果たして続けられるかどうか自信がありません。そのような同学年、同級生たちもたくさんいます。でも、そんな家の本巢市に

は山ほど存在します。10年後あたりは、どのくらい本巢市の畑が減っているのかと心配になります。既に休耕地になっているところもたくさんあります。

そこで質問です。

市の農業従事者の高齢化や後継者不足により増える休耕地を利用し、市が主体となって環境再生型農業ができないでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を高木建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

現在、本巢市では10.6ヘクタールの遊休農地の面積があり、うち9.1ヘクタールが再生可能な農地となっております。再生可能な農地につきましては、農地中間管理機構を介し、地域の担い手等に耕作をお願いすることで農地の有効活用に努めているところでございます。

議員御提案の市が主体となって環境再生型農業ができないかということにつきましては、市では農地を遊休化させない取組といたしまして、農業委員が中心となって行っている農地パトロールの実施や、本市の農業を担っている担い手農家への施設整備や機械購入の支援など市が主体的になって行うのではなく、側面からの支援を今後も継続して実施していきたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

何でもかんでも市でできるとは思っていませんが、何かもっとうまくできないだろうかとも思います。

この農法は大きな畑でも可能ですが、プランターのような小さな場所でも可能な農法です。大きな農家でなくても、小さいところから農業の楽しさが分かるこの農法が広まればいいととても思います。例えば市で行われている農業塾で、この農法を伝える講座をすることは可能でしょうか、再質問いたします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

現在、富有柿センターにおきまして、家庭菜園に挑戦してみたい、柿栽培についての栽培知識を学びたいといった市民を対象にしたいきいき農業塾や、柿づくり塾など講座を開催しております。

各講座とも60人程度の登録者がございますけれども、年間を通して講師の指導の下、農業に関する知識を習得しているところでございます。

このように農業に関心があり、挑戦してみたいと思われる方々に対しまして、有機農業について紹介し知識を習得していただくことは、環境に配慮した農業を学ぶ上で有意義な取組であると思われることがございますので、今後開催されるこの農業講座において、可能な範囲で講師と協議をさせていただきながら、内容の充実を図っていきたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

ぜひ検討していただき、多くの方に知っていただければと思います。

私の子どもたちが通っている園の畑でも、1年ほど前からこの農法に変更しました。私はそのときから、家が出る生ごみはほとんど園に持っていっています。当然、我が家のごみは減りました。ごみ焼却の大敵である水分を含む生ごみを捨てなくなったので、市のごみ問題にも貢献していると自負しています。

園の子どもたちは、生ごみを混ぜる土づくりから一緒に作業します。正直臭う生ごみですが、子どもたちは気にしません。元気になあれと思いを込めて土をつくり、種から育てます。そして、その野菜を食べ、また出た野菜のくずは土づくりに使われます。本巢市の幼稚園や小学校でも農業体験は活発に行われています。

私の小学生の子どもも、学校で収穫したオクラ、ナス、キュウリなどよく持って帰ってきてくれます。ここにさらに土づくりが入れば、また一歩子どもたちが自然界とつながり、微生物や菌について学び、農業への関心も高まると思います。

そこで最後の質問です。

幼稚園や小学校の農作物の栽培に、環境再生型農業を普及させるような取組ができないでしょうか、お尋ねします。

○副議長（河村志信君）

ただいまの質問についての答弁を高木建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

幼稚園から小学校、いわゆる幼少期における食経験が大人になってからの食習慣にも影響すると言われておりますので、現在市では農業委員会が中心となり、各幼稚園にてキッズキッチン事業を実施しております。この事業は、農業委員が園を訪問し、種まきから栽培管理、収穫後の農作物の調理までの一連の体験活動の中で、農業の面白さや大切さ、野菜嫌いをなくすことなど食育の取組を実施しております。多くの幼稚園はプランターなどを活用し、春にはナス、キュウリ、トマト、

秋にはニンジン、コマツナ、カブなどを種まきから栽培し、日々成長していく野菜に関心を持ちながら世話をさせていただいております。今後は、このような活動を通じて化学肥料の使用量の抑制や有機肥料の活用など、環境に配慮した取組についても可能な範囲で園と農業委員会が協議し、今後の取組内容について充実していきたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○副議長（河村志信君）

高橋知子君。

○1 番（高橋知子君）

この農法は先ほども申しましたとおり、プランターでも簡単にできます。ぜひ農業委員会の方にも知っていただきたいと思います。

本巣市はとても環境がよく、ニュースになるような大きな災害はありません。ですが温暖化の影響は確実に受け始めています。このままだと富有柿の柿の色づきは悪くなると言われています。

共同通信の全国調査では、品質低下や収穫量減といった影響が出ていると都道府県が捉えている農作物は、お米をはじめ70品目以上になるそうです。最近では、JAが有機農業の講座を行うなど、農業の形もどんどん変化しています。農薬をたくさん使ってきれいな野菜を作るより、安心・安全が優先される時代に徐々に変化しています。

しかし、農家の方が自力でそれに移行するには大変なことだと思います。今でも大変なわけですから。しかし、私たちの体は100%食べたものでできています。給食もそうですが、地元で取れたものをいただける環境に今あること、とてもとても貴重です。本巣市の農業が今後も持続可能な農業として続くよう今後も後押ししていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（河村志信君）

時間もちょっと長時間になってまいりまして、コロナ禍でもあり換気を促進する、密を避けるという意味で、ちょっと早いです。暫時休憩として昼休みに入りたいと思います。

再開は13時からとします。よろしく願いいたします。

午前11時33分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

ただいまの出席委員数は14人であり、定足数に達しております。

続いて、2番 瀬川照司君の発言を許します。

○2 番（瀬川照司君）

議長よりお許しをいただきましたので、通告書どおり一括方式にて質問をさせていただきます。

私には、本巣市に暮らす皆様の生命、身体、財産を守るという政治信条があります。9月1日は

防災の日と定められています。各紙新聞にて防災について取り上げられ、本巢市にて行われた本巢市ジュニア防災リーダー養成講座の様や、減災教室トランプ&ビンゴについての記事も紹介されていました。私も、このトランプを買ってみました。地域に暮らす子どもたちがゲーム感覚で遊びながら学べる機会があることに、大変ありがたいことだと感謝しております。しかし、コロナにより全国各地での防災訓練が中止され、本巢市でも同様な判断がなされました。

先日、地元自治会でのICTの取組に参加する機会があったのですが、市の協力の下、学校で使っているタブレットを活用し、ビデオ会議システムにて約100名のメンバーが参加しました。ぜひその取組を生かし、今後本巢市での災害時の運営体制をつくってもらえたらと思います。ちなみにICTとは情報通信技術、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略です。

では、質問です。

今後の本巢市のICTの取組はどうなっていますか。

続きまして、次の質問に移ります。

本巢市役所の新庁舎建設に伴い、造成工事が着々と進められています。今まで旧町村の庁舎を利用し市役所業務を分散していましたが、新庁舎の完成後は、根尾地域については一部業務を残すことになると思いますが、他の地域に分散している全ての業務が集約されることとなり、それに伴い人も集約されることとなり、供給される水量もかなり増えることが想像できます。また、建設地付近に新たな消防署の建設や工業用地としての開発も予定されています。

建設される新庁舎は、現在の本庁舎と同様に、災害が発生したときには対策本部が設置され、災害対策拠点となる施設となるため、災害などの緊急時の水道水の確保などの対応が危惧される所です。

では、質問です。

新庁舎、消防署への水道水供給の整備計画はどうなっていますか。

続きまして、AEDについてです。

現在、本巢市にあるAEDは学校等の行政機関や企業、病院等に105か所あるそうです。しかし、その数はネットでぼちっと押して、ゼンリンのいつもNAVIにてヒットした数になります。正確な数字なのか、増えているのか減っているのかは分かりません。

本巢市の地域防災計画には市の管理する各学校にAEDがあり、14か所に配置してあるとあります。皆さんはどの程度把握しているのでしょうか。

先日、たまたま岐阜市の広報を見る機会がありました。岐阜市AED設置箇所一覧への掲載に御協力をとあり、設置調査票を募集してホームページにて掲載しています。また、NHK教育サイトでは、AEDがあるのに使われなかったケースがあったとして、AEDの設置場所が適切でない場合、最近はなくなったと思いますが、AEDは高価であるため鍵がかけられていたり、棚の中に入れられていたりといったケースや、呼吸があるから使われなかった、あまり使用方法が理解されていないケースなどが上げられていました。それぞれ管理者がいて適切な管理がされていると思いま

すが、有効期限やバッテリーの寿命等があります。

では、質問です。

1番、市の管理するAEDはどのように管理されていますか。

続きまして2番、点検や訓練ほどの程度されていますか。

以上、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

1項目めの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、今後の本県のICT情報通信技術の取組につきましてお答えさせていただきます。

本市で行っていますICTに関する取組といたしましては、御承知のとおり教育現場での小・中学校の児童・生徒にタブレット端末を貸与し、オンライン授業など令和3年度から実施しております。また、本県市農業委員会でも、令和3年度からタブレット端末を活用したウェブ会議の実施や、配付資料のペーパーレス化など先行して実施しております。市としましては、本年3月に策定しました第4次本県市行財政改革大綱において、ICTの積極的な利活用を取組項目に掲げまして、これまでにAI、RPAなどの導入に向け関係所管課に製品紹介などを行いまして、現在検討を進めている状況でございます。なお、AIにつきましては、住民からのお問合せにAIチャットボットが回答するAIスタッフ総合案内サービスを令和3年7月に導入しており、これまでに352件の利用がございました。今後は先進事例も参考にしながら、各分野においてICTを活用した行財政サービスの向上の取組を進めるとともに、自治会を含め、市民の皆様を対象としたICTの利活用について検討してまいります。

○議長（黒田芳弘君）

2項目めの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

新庁舎、消防署への水道水供給の整備計画についてお答えします。

現在の新庁舎建設地付近の水道管は、県道曾井中島美江寺大垣線に西部連絡道を斜めに横断する形で、HI-V75ミリが整備されております。今後新庁舎、消防署の建設、地域の開発に伴い、使用される水量が増加することが予想されますので、新たに150ミリの水道管の整備が必要であると考えております。

計画といたしましては、令和4年度中に西部連絡道と県道屋井黒野線の交差点から北へ200メートルほどの箇所にあります水道管から新庁舎までの約840メートルについて、西部連絡道路歩道内に整備する予定としております。しかしながら、現在の状況では、北からの配管のみの片送り状態でありますので、断水した場合には新庁舎への配水が困難となります。そのような事態を防ぐため、また地域の開発が進み、さらに使用水量が増加することも考えられるため、新庁舎から南へ約200

メートルのところに整備されている150ミリの水道管に接続することにより南からの水道水が確保できるため、有事の際においても新庁舎への水の確保が可能になると考えております。

○議長（黒田芳弘君）

3項目めの質問についての答弁を原総務部長に求めます。
原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、市の管理するAEDはどのように管理するかについてお答えをさせていただきます。
AED自動体外式除細動器の管理につきましては、AEDは事業者や施設管理者等が従業員や利用者等に対する安全配慮義務の観点から、それぞれ設置しているものでございます。現在市におきましても、一般財団法人日本救急医療財団のAEDの適正配置に関するガイドラインで、AEDの設置が推奨される施設としてされている市庁舎のほか、幼稚園や学校、体育施設など40施設、41台のAEDを設置しております。このAEDには、バッテリーや電極パッドなど使用期限が定められた消耗品があり、一般的にはバッテリーはおおむね4年、電極パッドはおおむね2年とされております。また、本体の耐用年数はおおむね7年とされております。市有施設のAEDにつきましては、各施設の所管部局におきまして、使用期限や耐用年数に合わせた消耗品の交換、本体の更新を行っているところでございます。

2つ目、点検や訓練はどの程度されているかについてお答えをさせていただきます。

AEDは常時使用できる状態を確保する必要があり、バッテリーや電極パッドなど使用期限の確認のほか、正常に作動することを確認できるインジケーターでの点検など、各施設で随時行っております。また、取扱いに係る訓練につきましては、これまで市総合防災訓練などの機会に消防署員の派遣を依頼しまして、主に市民を対象として救命講習を実施した経緯はございますが、AEDの適正配置に関するガイドラインにも記載されておりますように、特にAED設置施設関係者に対する教育と訓練が必要でございますので、各施設単位で行う避難訓練時などを利用して定期的に点検、訓練を行うよう取り組んでまいりたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

瀬川照司君。

○2番（瀬川照司君）

2項目めの谷口上下水道部長に再質問をいたします。

水道水の供給整備について、北からの配管は令和4年度中とのことですが、南からの配管の接続はいつ頃の予定なのでしょうか、お答えください、お願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

2項目めの新庁舎への水道の配水管整備についての新庁舎、消防署への水道水の供給の整備計画について、再質問について上下水道部長に再答弁を求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

新庁舎南の配水管整備につきましては、令和5年度以降に実施する予定としております。

水道管整備には、多額の資金が必要となります。そのため新庁舎を災害対策拠点となる重要給水施設と位置づけることで国の補助事業を活用することができ、事業費の4分の1を補助金で賄うことができますので、少しでも市の負担を抑えることができるよう国の補助事業を活用して実施する予定としております。現在、事業採択に向けた協議を県と進めているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

瀬川照司君。

○2番（瀬川照司君）

ありがとうございます。

新庁舎が建つ前に水道の給水がちゃんとなされて、災害が起きた有事の際にも使えるようにしていただけるということが大変心強く思っております。市民の安心・安全を守ることにに関して、市の行政のほうは日頃から考えていただいていることをありがたく思っております。今後も引き続きよろしくお願いいたします。

以上で、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、3番 飯尾龍也君の発言を許します。

○3番（飯尾龍也君）

議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問いたしたいと思っております。

まず1つ目は、上下水道の自然エネルギーの活用についてでございます。昨年、私が議員になった当初、いろんな市の行政のビジョン、プラントを上水道に関してとか、女性活用とかいろんな資料に目を通しました。その中で、やっぱり上水道は大事ななあと思ひまして僕なりに目を通しまして、あれっ上水道って財務状況がこんな状態なんだ。僕なりに考えてみたら、あれっ僕の小学校のときに簡易水道から町営水道に変わった。あれっ、あのとき私の父が何度も何度も会合をして、簡易水道から町営水道へ進めていたような。そもそもスケールメリット、規模を拡大すればコストが下がって、みんながハッピーになるんじゃないかという思いがありました。しかし、大きくなればなるほどこういう今の現状になっております。

また、下水道に関して言えば、旧糸貫町のときの現在本巣市春近の農業集落排水を造るときは、大変もめた印象を覚えております。私は小さいながらも父がいろんなところで話を聞いてきて、その話を私なりに理解しているとなかなか進まない、でもやっとできた。今現状を見ていますと、あの親水公園の隣に団地が現在も50軒ほど建っておりますね。調べましたら全部浄化槽なんですよ。隣にあるにもかかわらず浄化槽を設置の団地という、あれっ、これは公衆衛生でみんながよくなるために下水道を造って、その隣が浄化槽の設備の団地、どういうふうになってんだろうという思いもあります。

やっぱりその上水道と下水道の施策はしっかりリンクして、同じようなベクトルのほうを向いてやっているのかなあという思いもありましたけど、やっぱりこれは違うな、背景としてやっぱりもう少し探ってみましたら、やっぱり下水道事業者は昔ですから事業者とし尿処理、あと浄化槽を造る事業、そういう政治的な構図もあるなあという思いもありまして、基本的にやっぱりそこら辺もあるので、それでなっているのかなあというふうに思いました。でも、旧糸貫町に関して言えば浄化槽でいくんだよと、下水道は造らないという形で今現在来ています。

そういう思いもありまして、やっぱりもう一度、普通ならばランニングコスト、イニシャルコストをトータルに考えて事業は進めていくべきものだと理解しているものですから、ぜひ今年度から水道事業に関して言えば、しっかり計画、水道ビジョンに基づいて料金の改定という形で市民の皆様には負担になりますが、それで改善していく。じゃあ今度下水道はという形に今後なっていくんですけども、やっぱりその料金収量で賄っていくのがベースだと基本、僕は思っております。それがやっぱり受益者負担であって、それが公正・公平だと思っております。

そういう観点からいって、やっぱりその事業運営がもう行き詰まって、ぎりぎりになって料金を上げることで、なかなかこれからはそういう事業というのは市民に対して難しいと思っております。それになる前に、やっぱり少しでも市民に理解できるような財務状況等を説明し、それをつまびらかにした状況で、じゃあどうやってやっていくんだというものを常に行政と住民とで話し合いながらやっていくのが、これからの行政の進め方だと思っております。

それにつきまして、第1問目なんですけど、上水道の自然エネルギーの活用なんですけど、本市には上水道、下水道処理が幾つもあります。それぞれの年間電力使用量は相当な電力量で、電気料金も多額なものとなっております。施設を運営していく上で、大きな負担となっているのだと思われまます。現在、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現の取組が世界規模で行われている中、省電力のみならず、発電等に取り組む事業者もごぞいます。本市において、上下水道施設で自然エネルギーの活用、省エネ、資源の再利用などの取組について質問いたします。

まず1項目めは、水道施設、下水道処理施設での電力使用量、電気料金の状況をお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

水道施設、下水道処理施設での電力使用量、電気料金の状況についてお答えします。

本市の上下水道施設としましては、上水道施設については、水源地、浄水場、配水池、ポンプ場など43施設、下水道処理施設については、公共下水道施設、農業集落排水施設、合わせて13施設及び各処理区内に多数のマンホールポンプがごぞいます。

それぞれの施設の令和3年度実績としましては、水道施設全体の電力使用量は年間約223万キロワット、電気料金は約4,696万円であり、下水道処理施設の電力使用量は年間約247万キロワット、

電気料金は約5,251万円でありました。

過去3年間の平均としましては、水道施設全体の電力使用量は年間約222万キロワット、電気料金は約4,514万円であり、下水道処理施設の電力使用量は年間約246万キロワット、電気料金は約5,076万円でありました。

水道施設、下水道処理施設ともポンプなどの機械設備が多く存在し、大量の電力を使用しております。今後機器を更新する際には、より省エネタイプの機器を選定するなどの方策を講じていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

今、電気の使用料等を伺ったら上下水道ともで1億円弱ですよ、相当な電気料金だと思います。やっぱり運営するのにも、なかなかランニングコストが非常にかかっていると思っております。

その上で次なんです、第2番ですが、上下水道施設の今後の自然エネルギーの活用の計画はございますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

上下水道施設での自然エネルギーの活用などの計画についてお答えします。

本市の水道施設、下水道処理施設は小規模なものであり、太陽光パネルの設置、水道管内を利用した水力発電などから発生する電力量ではポンプなど動力系機器の高い機動電力を供給できず、室内照明、換気扇など単相の機器類の一部のみの稼働が見込まれ、大きな経費削減にはつながらないと考えております。しかしながら、自然エネルギーの活用によるカーボンニュートラル、脱炭素社会に向けた取組を少しでもできないかと検討しているところでございます。

市で太陽光パネルなどを設置し電力利用しようとするれば、設備費用、維持管理費、更新費用などが新たに必要となり、コスト面から考えても事業実施のハードルは高いと考えられますが、例えば比較的大きな施設である本巢浄化センター、真正浄化センターの屋根及び未利用地等を売電業者へ太陽光発電施設用地として貸付けすることで土地などの使用料を収入として得ることができ、未利用地の有効活用及び管理費の削減、収益の増加を図ることもできるのではないかと考えております。

また、国や各種団体においては、災害時における施設の必要最低限の稼働及び維持管理費の軽減等に向けた自然エネルギーの活用による実証実験も行われておりますので、検証データ等を収集し、本市の施設に採用できるものがあれば、補助事業などを活用して進めることも検討していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

太陽光等を活用していくというお考えだとお聞きしまして、ありがたいなあという思いと、今、国交省の水循環における再生可能エネルギー導入というのが令和3年12月13日にございまして、そこにおきましては、下水道施設における発電機の設置において、ポテンシャルとして42万キロワットアワー、要するに処理水を放流時の落差で発電機を回すというものもございます。太陽光発電に関して言えば、設置の場合は自治体の2分の1を補助するという事業もございます。もう一つ付け加えますと、下水道処理施設にバイオマス発電等を事業する場合は4分の3という事業もございます。これは要するにメタンガスを発生させて、それを発電してという形であると思います。そこにもう一つ組み合わせるのは、メタネーションといってCO₂と水で水素でメタンを発生させる。そういう事業も組み合わせると、今まで厄介な下水処理のシステムがお金を生む装置になります。やっぱりそういうものをいろいろ考えながら、これから事業を進めていただきたいと思っております。

続きまして、2番目の中小事業者の事業継承について質問いたします。

中小事業者は、今コロナ禍で大変資源高、物価高という状況がございます。その中、2025年問題という問題がございます。といいますのは、これは第1次ベビーブームに生まれた団塊世代が75歳以上になり、日本が高齢化社会に突入することに起因する様々な問題がございます。このような方々が事業継承問題として、経営者が70歳以上になり全国で245万社まで増加し、そのうちの127万社が後継者不在による廃業、倒産の危機に直面するであろうと予測されております。もし、この事業承継問題に何の対策も講じられず127万社が廃業となれば、650万人の雇用が失われて22兆円ものGDPが消失するという経済的損失が起こることになります。これは、650万人というと産業労働人口が大体6,800万人ですから1割強ですよね、それに22兆円ですが今GDPが550兆円です。4%が失われて、非常に大変な問題だと思っております。

また、事業継承するに当たって、やっぱりその次、誰に継承をしてもらうんだという問題がございます。大体は同族会社ですから事業内を親族内で継承したり、また親族外の人に継承したり、もしくはもうM&Aという形でという問題がございます。やっぱりそういうふうになった場合に、なかなか事業がスムーズに継承されないという問題がございまして、その中で、特にこれから起きるであろう事業継承等ある場合で、一番その目玉になるのが、今議長さん糖尿病だと伺っていますが、インスリンを刺すあの小さな針は、最初に岡野工業という東京の会社の痛くない針の会社、あそこは結局2005年で廃業しちゃったんですよ。お子さんは娘さんで全然事業を継ぐ気がないという形で、せっかくの事業の芽を摘んじゃったんですよ。やっぱり本当に世界に誇るような製造業の方が事業を廃業しなくちゃいけない、そういうことではやっぱり今後はいけないと思っております。本巢市内でもやっぱり、本巢市内でしかできない製造業、企業等ございますので、ぜひそういったところにも配慮したこれからの行政としての施策をしていくべきだと思っております。

それにおきまして、先般7月15日ですかね、市の商工会の方と産業課の課長さんと新人議員で勉

強会をやりまして、そのときにもいろんなお話をお聞きし、ああ、やっぱり私たちが知らないことが随分あるんだなあという思いもあるし、やっぱりそのときでも事業をどうやって運営していくんだか、このコロナ禍で2年たってこれからどうやって展開していくかという問題が多うございます。それにつきまして、ふるさととまる商品券でせっかく施策をしていただいたものですから、それについてお伺いいたします。

もとまる商品券の波及効果、検証はどのように行われましたか、よろしくお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

もとまる商品券の波及効果、検証はどのようなものですかについてお答えします。

令和3年度に、全市民を対象に1人当たり5,000円を配付したもとまる商品券の利用総額は1億6,338万4,000円で、そのうち中小事業者への利用額は8,107万円であり、利用総額に対し49.6%の利用がありました。もとまる商品券の利用額の約半分が市内の中小事業者であり、大型ショッピングセンターなどに利用が集中しなかったことから、市内の中小事業者への経済効果は十分にあったと考えております。

また、業種別の利用額の主な内訳は、卸売業・小売業が最も多く1億4,275万7,000円で、利用総額に対し87.4%、次に飲食・サービス業が多く1,056万7,000円でした。コロナ禍において大きな影響を受けている飲食サービス業におきましても2番目に多くの利用実績があったことから、コロナ禍における経済効果は認められると考えております。

総務省が公開している経済波及効果計算表に基づいて算出しましたところ、もとまる商品券の利用総額1億6,338万4,000円に対し、約1.5倍の2億4,000万円でございますので、経済波及効果があり、十分効果があったと推測しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

やっぱり一番小売業は波及効果と、また飲食・サービスがあったんだなあという思いで、より貢献できたなあという思いもあります。

これは、東洋経済のデータ2022から取り上げたんですけど、本巣市の事業者数は1,422、従業員が1万3,671、小売業に関しては年間468億1,000、これはモレラ岐阜等がございます。飲食店にしましては46事業者でございます。これから言いますと3次産業ですね、本巣市の場合59.7%で6割ですね。やっぱりこういうふうに通っている方は、今は本当に第3次産業、サービス業がほとんどだと思います。やっぱそういうところに手厚く、また効果的な施策をしていくとより効果があるのかなという思いもあります。

続きまして、その産業振興をより効果的にするために、事業転換、また事業継承育成など中小事業者に対してどのようなアプローチをされておりますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

市では、中小事業者への支援は商工会と連携しながら進めております。支援内容につきましては、事業転換や事業後継者育成などの様々な窓口相談や、経営状況把握のためのアンケート調査を基に課題や現状を把握した上で、商工会の経営指導員が中心となり、経営の改善や各種補助事業を受けるための助言などを行っております。

また、本年度は昨今のコロナ禍におきまして大きな影響を受けている中小事業者より、飲食業からテイクアウト事業への事業転換をしたい、店舗の改修をしたい、ホームページの新設やリニューアルをしたいなど様々な要望や意見などが商工会に寄せられ、そのようなニーズを踏まえ、商工会と協議を経て、本年度においては本巣市事業者サポート補助金を創設しております。この補助事業は、コロナ禍で売上げが減少している市内事業者を対象に、事業実施に必要な経費として1事業者当たり最大20万円を交付する事業でございます。事業者の皆様からは、ニーズに合った補助事業であるとお声もいただいております。

今後も商工会と連携を密にしながらニーズに合った事業を構築し、中小事業者への支援を行ってまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

様々なアプローチで本当に中小事業者のために施策をやっているということで、大変ありがたいなあと感じております。それ以上に、やっぱり今はもうネットで申請する場合がございます。それをまず経産省の登録等を事業者が確実にできるようなサポートをしていただくと、よりアクセスしやすいかなといいますのも、農業でも全部ほとんど申請はネットになります。個人でそんなことを行政のほうには頼らないように、ただもうダイレクトで農水と形になっておりますので、今事業者さんが高齢者の方だったらちょっとなかなか難しいかもしれませんが、直接会って、やっぱりこうやって申請するんだよということをサポートしていただくと、より事業の継承、事業の転換、また様々な補助金等ございますので、ぜひそういうのを活用していただければと思っております。

次は、第3項目ですか、所有者不明の土地が今多分ございます。といいますのも、それは相続登記の義務化というのがございます。これに向けて、本市において多分問題になるかなあという思い

もありまして、この問題を提起させていただきます。

といたしますのは、私農業をやっている、今年度からやっと土地改良の半分ぐらいが終わり、事業を進めることになったんですが、当初の予定は樽見線の南側をやる予定でございました。しかし、やっぱり耕作放棄地等たくさんあって、また名義、あと相続が全くされていないそのままの状態です。全然手つかずだったんですね、当初の。じゃあもうすぐ切り替えてという形で、その当時の木知原の名知さんのお力添えで転換して、じゃあもう線路より北を先にやろうという、そういう地元の人が協力していただいたもので、今現在、今年度から事業を進めることになっております。また、その村の前なんかでも本当は全部一体になればできたんだろなあという思いもありましたけど、やっぱり相続で問題になっているもので登記ができていない。いつまでもたっても草ぼうぼう、耕作放棄地のまま誰も管理しない。

僕は、管理しますよと言っても、やっぱり耕作者じゃない者が無断で侵入しても後で訴えられても困りますもので、そういう問題もございまして。やっぱりそういうことが出てきておりますという思いもありまして、この相続登記義務化に向けての問題提起をさせていただきます。

全国には、所有者の不明の土地が北海道の広さぐらいございまして。720万ヘクタールですね。そのうちで所有者不明の土地というのは、分かっているけれども転居してしまっている、また連絡先が分からないもの、土地の名義人が亡くなったもの、登記されないままで相続人が多くなり、全ての人に連絡することが困難になったものを指します。

また、国交省がまとめております土地白書によりますと、平成30年度版によりますと登記簿に付されている土地のうち、所有者不明土地は20.1%に上ります。2016年時点で九州の面積367万ヘクタールを上回り、410万ヘクタールに達しております。このように所有者の不明の土地が増加しております。

また、その未登記の土地のデメリットと申しますと、一番の問題が公共事業や再開発を進めようとしても、所有者を探すのに時間や費用がかかります。また手続もかかります。災害が起きたときなどは復興に向けた用地取得も難しくなります。このような場合がございまして、このようなことから、やっぱり2040年度までの経済的損失は少なくとも6兆円と試算されております。

このようなこともあり、やっぱり2021年2月から法整備を検討してきた法制審議会が相続、住所を変更した際の登記を義務づける法改正をして、4月21日の国会で成立しました。これが2年後の2024年に相続登記の義務化という流れになっております。

これが相続登記の申請義務化と相続人の申告登記の創設が3年以内、所有権の登記名義人の氏名または住所変更等の登記の義務づけが5年以内となっております。相続登記の申請は3年以内に、親が亡くなり相続で不動産の所有権をした場合を例として考えますと、相続の開始をして、かつ所有権を取得した日から3年以内の移転の登記を申請しなければなりません。また、遺産分割で所有権を取得した際は、分割の日から3年以内の登記が義務づけられます。例えば遺産分割協議が2年後にまとまった場合は、その日からの3年以内に登記を申請しないとイケません。このような正当な理由がないにもかかわらず、申請を怠った場合は10万以下の過料を求められます。

また、新たに相続人の申告登記（仮称）も創設されております。申請義務のある人が相続が始まったことや自分が相続人であることを申し出れば、義務を履行したものとして認められるものです。遺産分割協議が終わっていないけど、先に申請しておきたいというケースを想定しております。また、これも正当な理由がなくて申請をしていない場合は、5万円以下の過料を払わなければなりません。これも施行後の3年後の見通しでございます。また、登記人、名義人の住所変更なども2年以内となっております。

あともう一つ、相続等に取得した土地を国庫帰属させる、これは本当に画期的だなあという思いもあります。これは目玉なんですけど、相続した土地を法務大臣、各地の法務局に申請し、承認を得た上で国庫に帰属させる制度です。目的としては、土地を所有し続ける負担が大きく、手放したいと思ったときに国有地にしてもらうものです。ただ、全ての申請を認めるわけではございません。

まず1つは、建物ある土地は該当しません。また担保権、また使用、収益を目的とする権利を設定されている土地、また通路やそのほかの人による使用が予定されている土地として、政令で定める土地が含まれている。土壤汚染対策法第2条第1項に規定する鉛やヒ素といった特定有害物質、法務省令で定める基準を超えるものに限る、により汚染されている土地、境界が明らかでない土地、そのほかの所有権の存否、帰属または範囲について争いがある土地。まだほかに要件がございますが、これも全て国庫に帰属させるのは承認を得て所有権を放棄して終わりではなく、10年分のこの管理費を支払わなくてはいけない、こういうものがございます。このようにやっていると、土地を所有している世帯単位で見ると、多分1%ぐらいにとどまると思われております。

このように、今までは放っておいて誰も触らない土地だから大丈夫だということではなくなりまして、本当に土地が画定し誰のものであるか、それに対してちゃんとしっかり課税ができるかというものが明確になってくるものです。ぜひこういうこともあるもんですから、ぜひ本巢市において今所有者不明の土地があるのか、またその課税の筆、面積はどのような状況ですか、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

所有者不明土地とは、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、または所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地と定義され、具体的には所有者が亡くなったとき相続人がいない、あるいは相続人全員が相続放棄している土地や、所有者は判明しているがその所在が不明で連絡がつかない土地になります。

本市における所有者不明の土地等の課税対象の筆数、面積ですが、141筆、41万184平方メートル、そのうちほとんどが北部の山林で85筆、38万9,119平方メートルと95%を占めており、また件数は13件、そのうち相続人がいない、あるいは相続人全員が相続放棄しているものが9件であり、固定資産税につきましては、徴収ができない状況でございます。

本市においては、土地等の所有者が亡くなった場合、相続登記が完了するまでのつなぎとしまして、相続人の方に相続人代表者指定届を提出していただくよう依頼しており、併せて法務局が作成している相続を促進するリーフレットをお送りしております。また、届出がない場合におきましては市が相続人代表者を指定し、あらかじめ通知することで相続人代表者を全て指定しているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

非常に山林ですから面積が広うございます。でも、実質課税ができていない状況。山林ですからこんなことを言っているのか、安いからいいのかという思いではありますけれども、でもやっぱりその不明という形で公平・公正を徴収する立場の行政としては、やっぱりそこら辺もしっかり対応していかなくちゃいけないなあという思いもありまして、その中で、これから公共事業をする上で今まで支障となったケースはございますか。

○議長（黒田芳弘君）

再質問、2番。

○3番（飯尾龍也君）

2番目の。

○議長（黒田芳弘君）

2番。飛んでおるな。もう一回、2番、ええ。2番はどうするの。

○3番（飯尾龍也君）

間違えましたか、ちょっと待って。

○議長（黒田芳弘君）

税負担の公平性の部分。ちょっと時計を止めておいて。

○3番（飯尾龍也君）

ごめんなさい、すみません、申し訳ない。

第2項目の市民の税負担の公平性を担保できる今後の方針は、すみません、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、お答えいたします。

所有者不明の土地につきましては、全国的に増加し、社会問題化していることから、国では令和3年に不動産登記法を改正し、令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されることになりました。

本市におきましては、相続人の方に相続を促進するリーフレットをお配りするとともに、ホームページ等においても周知するなど、所有者不明土地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後国の動向を注視しながら適切に対応し、納税者の方に適宜情報提供を行いながら所有者情報の円滑な把握を行い、適正かつ公平な課税に取り組んでまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

失礼しました。

第3項目で、公共事業をこれから遂行するために今まで支障になるケースはございましたか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本巢市に合併する前の公共事業につきましては、所有者不明土地により事業執行に支障になったという事案は、資料がないため不明でございます。また、本巢市になってからの公共事業につきましては、確認したところ、所有者不明土地により事業執行に支障となったという事案はございません。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

所有者不明の土地は本当に多うございます。また今度、南部地域もぼつぼつあると伺っております。ぜひこういうものをしっかり画定して、税の徴収をしっかりしていただきたいと思っています。4番目に行きたいと思います。

地籍調査について。

現在全国で、昔から昭和22年度ですかね、地籍調査は進んでいますけど、なかなかこの事業は行政の負担はないにもかかわらず進んでおりません。なぜかなという思いもありまして、やっぱり税を徴収する行政としてはしっかり地積であり、面積であり、課税の評価額でありを把握した上でやるのが大前提だと思います。これが公平・公正だと思っております。

昔の登記だと、昔の測量はいいかげんだという、僕のうちの場合だと縄縮み、縄伸びとって昔の登記の仕方で少なく課税をするために、縄縮みという形で少ない面積で申告して登記している、そういう場合がございました。特に戦前の登記簿がうちにございますが、こんなの本当に合ってい

るのという感じでびっくりします。それこそ1割強ぐらい違いますね。

だから、そういう戦前の登記簿を手元に迎えた後、現在の登記簿と比較してもこんなに違うの、いいかげんなもんだなあという思いもありまして、今は本当に衛星で全部座標軸で登記簿の画定をしていきますので、そこら辺はもう間違いないと思いますけど、そういう思いもありまして、今は現状本巣本市の場合、地籍調査はどのような状況でございますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、地籍調査はどのような進捗ですかについてお答えします。

地籍調査は、国土交通法に基づき実施される事業で、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目、こちらを調査し、境界と面積を測量する調査でございます。

本市の調査対象面積は、根尾地域241.75平方キロメートル、本巣地域51.96平方キロメートル、糸貫地域14.69平方キロメートル、真正地域11.16平方キロメートルで、市全体では319.56平方キロメートルでございます。

令和3年度末の進捗でございますけれども、登記済み面積は、根尾地域5.86平方キロメートル、本巣地域49.61平方キロメートル、糸貫地域2.54平方キロメートル、真正地域0.41平方キロメートルであり、市全体で58.42平方キロメートルが登記済みとなっております。市の進捗率としましては、20.13%でございます。県全体の進捗率が約18%となっておりますので、県全体よりは上回っているような状況でございます。

今後につきましても、引き続き社会資本整備総合交付金などの財源確保に努め、地籍調査を推進するとともに土地に関する様々な測量、調査の成果が地籍調査と同等以上の精度、または正確さを有する地籍調査の成果と同等に扱うことができる国土調査法第19条第5項の指定制度の活用を促進し、進捗率の向上に努めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

なかなか県全体よりは上回っていますが、なかなか地籍調査は進んでいないという状況を拝見します。こういう状態よりやっぱりこれから高速道路ができ、長良糸貫線、関ヶ原線等々利用価値のある土地等が増えてまいります。やっぱりそういう周辺を確実に地籍調査して確実に税収を、ちりも積もればとなりますので、ぜひとも肅々と進めていただきたいと思います。私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月27日火曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時01分 散会

